

第 3 次湖西市環境基本計画（案）

第 2 回環境審議会資料

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の目的と役割	1
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 計画の対象とする環境の範囲	3
第5節 計画の期間	3
第6節 計画の推進主体	3
第2章 新・湖西市環境基本計画策定から今日までの動き	5
第1節 計画策定から今日までの環境問題の動き	5
第2節 計画目標の達成状況	8
第3章 環境の現状	13
第1節 本市の概要	13
第2節 生活環境	16
第3節 資源環境	18
第4節 自然環境	20
第5節 地球環境	24
第6節 意識調査結果（市民・事業者）の概要	26
第7節 環境の現状と課題	29
第4章 計画の目指すまちの姿	33
第1節 基本理念	33
第2節 望ましい環境像	35
第3節 進むべき方向性	36
第5章 望ましい環境像の実現に向けた取り組み	37
基本方針1 [生活環境] 住みたい・住み続けたいまちを作ろう。	38
基本方針2 [資源循環] 資源を大切に使おう。繰り返し使おう。	42
基本方針3 [自然環境] 豊かな自然を守ろう。作ろう。楽しもう。	45
基本方針4 [地球環境] 世界の人々と、地球を未来へ。	50
基本方針5 [環境市民] 学ぼう。考えよう。行動しよう。	57
重点プロジェクト	
プロジェクト1 令和12(2030)年までに資源化率を34.7%にする。	61
プロジェクト2 令和22(2040)年までに悪臭苦情をゼロにする。	62
プロジェクト3 令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする	63

第6章 地球温暖化対策の推進【地球温暖化対策実行計画（事務事業編）】	65
第1節 計画の目的と位置づけ	65
第2節 計画策定の背景	65
第3節 本市の事務及び事業による温室効果ガス排出量	68
第4節 温室効果ガス排出量の削減目標	69
第5節 目標達成に向けた取り組み	72
第7章 計画の推進体制と進行管理	75
第1節 確実な推進と継続的改善	75
第2節 市の事業を実施する際の環境配慮	76
第3節 市民及び事業者の意見の反映	76

資料編

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

平成14（2002）年12月、本市は「湖西市環境基本条例」を制定しました。
この条例の目的は、大きく次の2つです。

- 今の湖西市民が、環境がもたらす様々な恵みを受けること
- この恵みを将来の湖西市民が受けることができるよう、環境を継承すること

そして、この条例では、目的を達成するために、市に対して、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として「環境基本計画」の策定を義務づけています。

本市では、この条例に基づいて、平成16（2004）年3月に最初の湖西市環境基本計画を策定しました。

さらに旧新居町との合併後の平成23（2011）年3月に新・湖西市環境基本計画（以後、前回計画という。）を策定し、この計画に基づいて、現在まで環境に関する施策を実施してきました。

このたび、前回計画の期間が満了することを受けて、また、この期間に起こった環境や社会の変化を反映させた、第3次湖西市環境基本計画を策定しました。

第2節 計画の目的と役割

本計画は、「湖西市環境基本条例」に基づいて策定しています。

計画では、本市の環境分野全般について、長期的な視点から考え、将来的に市が目指す「望ましい環境像」を示します。

そして、市民・事業者・市が協働して進める取り組みについて、その基本方針を明らかにします。また、その中では、市民・事業者・市それぞれの役割や実践すべき行動の指針を示します。

さらに、基本方針に沿った具体的な施策について、総合的・計画的に推進するために必要な事項として、実施主体や、実施時期、目標などを整理します。

以上の内容を整理した計画により、計画策定の目的である「環境の恵みの享受と、将来への継承」の達成を目指します。

第3節 計画の位置づけ

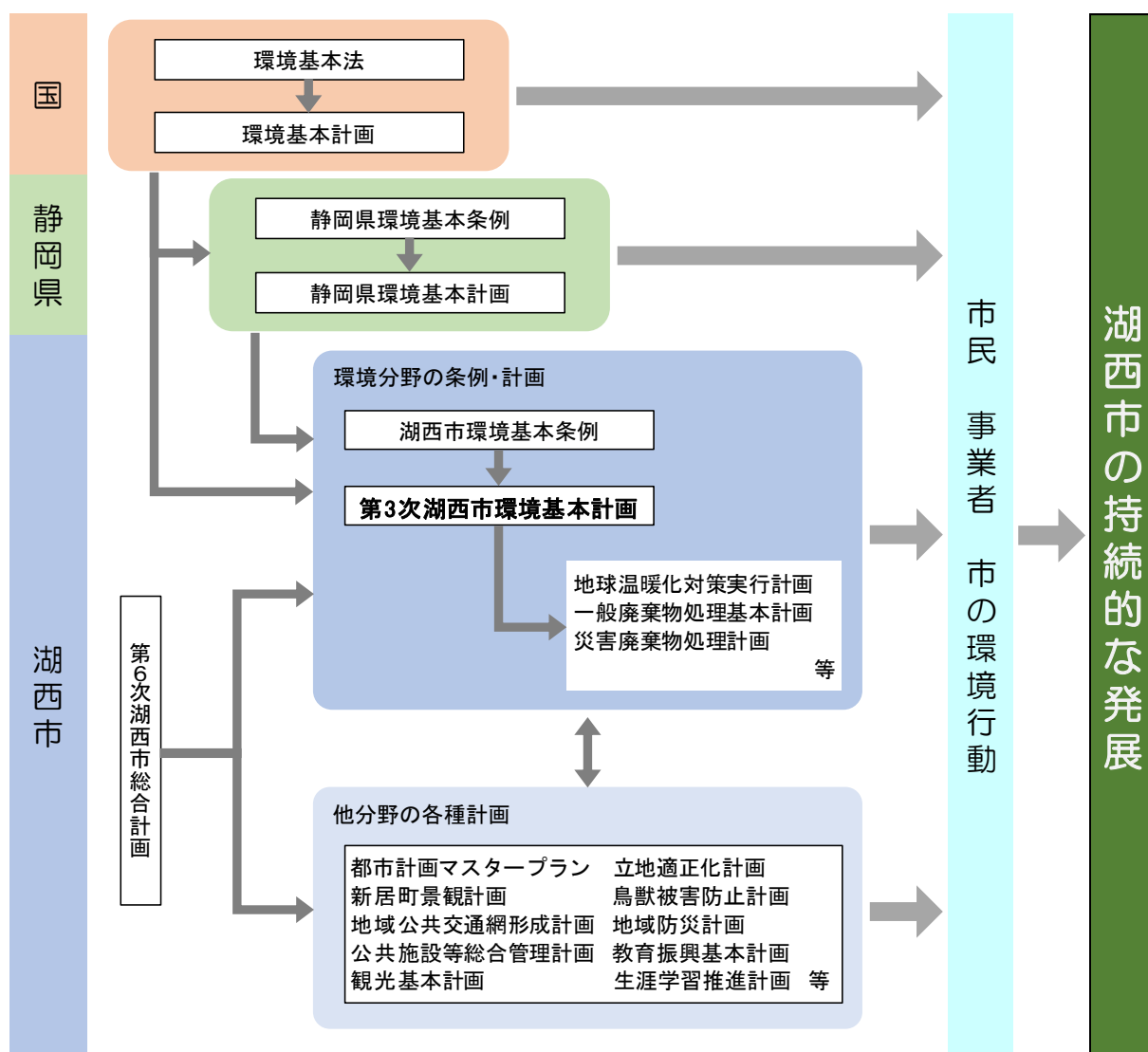
第3次湖西市環境基本計画は、以下に示す役割を持っています。

- 国や県とともに進める施策や、その他の湖西市の自然的社会的条件に応じた施策を実施するための計画
- 湖西市環境基本条例にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な推進を図るための計画
- 第6次湖西市総合計画によって目指す市の将来像を、環境面から実現する計画

その上で、計画の策定と実行にあたっては、国や県の計画との整合をとるとともに、市の他分野の施策との間でも相互に整合を図ります。

そして、市の全ての施策に対して環境への配慮を盛り込むことで、市民・事業者・市の環境行動を誘導し、本市の持続的な発展を実現します。

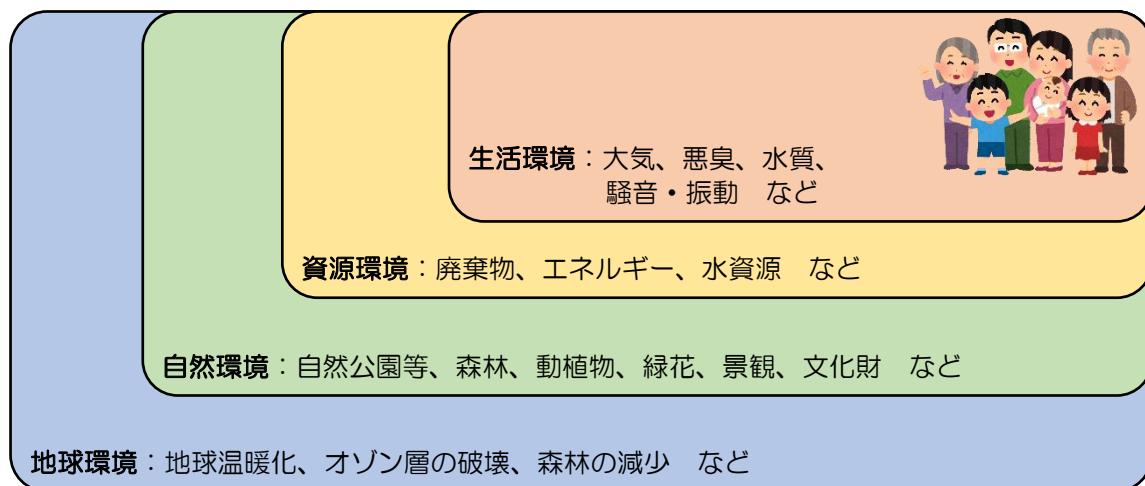
第3次湖西市環境基本計画の位置づけ



第4節 計画の対象とする環境の範囲

環境とは、私たちの周りにあり、私たちの活動と相互に影響しあっているものの総称です。

本計画では、環境の中でも、私たちの健康や安全で快適な生活に関係する、以下の要素について対象範囲とします。



第5節 計画の期間

本計画は、「第6次湖西市総合計画」との整合性を図り、令和3（2021）年度から令和15（2033）年度までの13年間を計画期間とします。また、総合計画の基本計画期間に合わせて、令和7（2025）年度及び令和11（2029）年度にそれぞれ見直しを行います。

第6節 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、本市で生活や事業を営む全ての市民、事業者及び市とします。



第1章 計画の基本的事項

第2章 新・湖西市環境基本計画策定から今日までの動き

第1節 計画策定から今日までの環境問題の動き

前回計画を策定した平成23（2011）年3月から今日までの10年間における、環境問題や、環境と密接に関わる社会の変化について整理します。

1. 東日本大震災(平成23(2011)年3月11日)による影響と社会の変化

平成23（2011）年3月11日、三陸沖を震源とする最大震度7を記録する大地震が発生しました。

そして、大地震とそれに伴う津波、続いて起こった原子力発電所の事故によって、人命や財産に甚大な被害が生じました。

この東日本大震災は、大きな被害に加え、その後の私たちの生活にも大きな影響を及ぼすことで、今まで重視されてこなかった以下の環境課題についても、その重要性を私たちに再認識させました。

(1) 「安全」の重要性

地震や津波による被害を目の当たりにすることで、「安全な住環境」、「安全な避難場所」、そして「安全を守る施設や、松林など自然が持つ防災・減災機能」の重要性が再認識されるようになりました。

近年、極端な気象現象による風水害や土砂災害が全国で連続していることもあり、「安全」の重要性はますます高まっています。

(2) 「エネルギー」の重要性

震災の発生直後、首都圏では大規模な停電と、その後の電力不足が生じました。

震災後はガソリンなどのエネルギー供給も滞り、特定のエネルギー源に依存することの危険性が明らかとなったほか、太陽光や蓄電池など、いざという時にも活用できるエネルギー源の確保についても、その重要性が認識されるようになりました。

(3) 「災害廃棄物処理」の重要性

震災被害により、膨大な量の廃棄物が一度に発生しました。

その量は、岩手県では通常の12年分、宮城県では14年分、福島県では3年分にも相当するものでした。

そして大量の災害廃棄物は、処理されるまでの間、広い面積を占有するほか、周辺において水質の悪化や悪臭問題を引き起こし、また火災発生のおそれがあるなど、災害後の復旧・復興の大きな障害となりました。

さらに、廃棄物処理施設が被災した地域も多く、大量の廃棄物を効率的に処理するためには、市域・県域を越えた協力体制が必要なことも判明しました。

2. 地球温暖化対策の進行と変化

(1) 京都議定書の目標達成

地球温暖化問題への対策を話し合う国際的な会議（COP3）が平成 9（1997）年に京都で開催され、そのなかで、先進国の温室効果ガス排出削減目標が盛り込まれた京都議定書が採択されました。

日本の目標は、日本の温室効果ガス排出量を、平成 20（2008）年から平成 24（2012）年の期間中に、平成 2（1990）年比で 6%削減するというものでした。

この目標については、国内での温室効果ガス排出量は基準年度から増加したものの、森林等による二酸化炭素吸収を進めたことと、国外での排出削減に協力したことによって達成されています。

(2) 「パリ協定（平成 28（2016）年 11 月 4 日発効）」と「地球温暖化対策計画（平成 28（2016）年 5 月 13 日閣議決定）」

平成 27（2015）年にパリで開催された COP21 において、京都議定書に続く国際ルールであるパリ協定が合意されました。

この協定は、日本をはじめ多くの国が参加したことで、平成 28（2016）年 11 月 4 日に発効しました。

パリ協定の長期目標

- ・世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする
- ・そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる

このパリ協定に基づいて、日本は「令和 12（2030）年度の温室効果ガスの排出を、平成 25（2013）年度から 26%削減する」ことを中期目標として設定し、そしてその達成に向けた地球温暖化対策計画を策定しました。

(3) 「気候変動適応法」と「気候変動適応計画」

地球温暖化対策は、「緩和策」と「適応策」に分けることができます。

温室効果ガスの排出削減や二酸化炭素の吸収は、温暖化の速度を抑え、また気温の上昇を低く抑える「緩和策」です。

そして、緩和策を講じた上で、なお生じる影響について、自然や人間社会のありかたを調整し、被害を小さくすることを「適応策」といいます。

日本では、この適応策の推進を目的とした「気候変動適応法」を平成 30（2018）年 6 月に制定しました。

そして法律に基づく「気候変動適応計画」を同年 11 月に策定し、気候変動による農業への影響や、極端な気象による水害・土砂災害などの影響の適応に向けた取り組みを進めています。

3. そのほかの動き

(1) SDGs・持続可能な開発目標（平成27(2015)年9月国連サミットで採択）

SDGsとは、持続可能な開発（Sustainable Development）の目標（Goals）を省略したものです。

平成27（2015）年の国連総会で採択された17の目標と169のターゲット（達成基準）により構成されています。

全ての国が行動し、誰一人取り残さないこととしており、日本においても全ての国務大臣による持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設定され、各分野での取り組みが進められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs 17のゴール

(2) 道路網の充実（新東名平成24(2012)年4月14日、豊橋東バイパス（平成25(2013)年6月23日）

平成24（2012）年、新東名高速道路は、御殿場ジャンクションー東名三ヶ日ジャンクション間が接続し開通しました。

平成28（2016）年には浜松いなさジャンクションー豊田東ジャンクションが開通し、新東名高速道路が伊勢湾岸自動車道と接続しました。

本市の西側では、国道23号名豊道路の豊橋東バイパス、豊橋東インターチェンジー野依インターチェンジ間が開通しました。

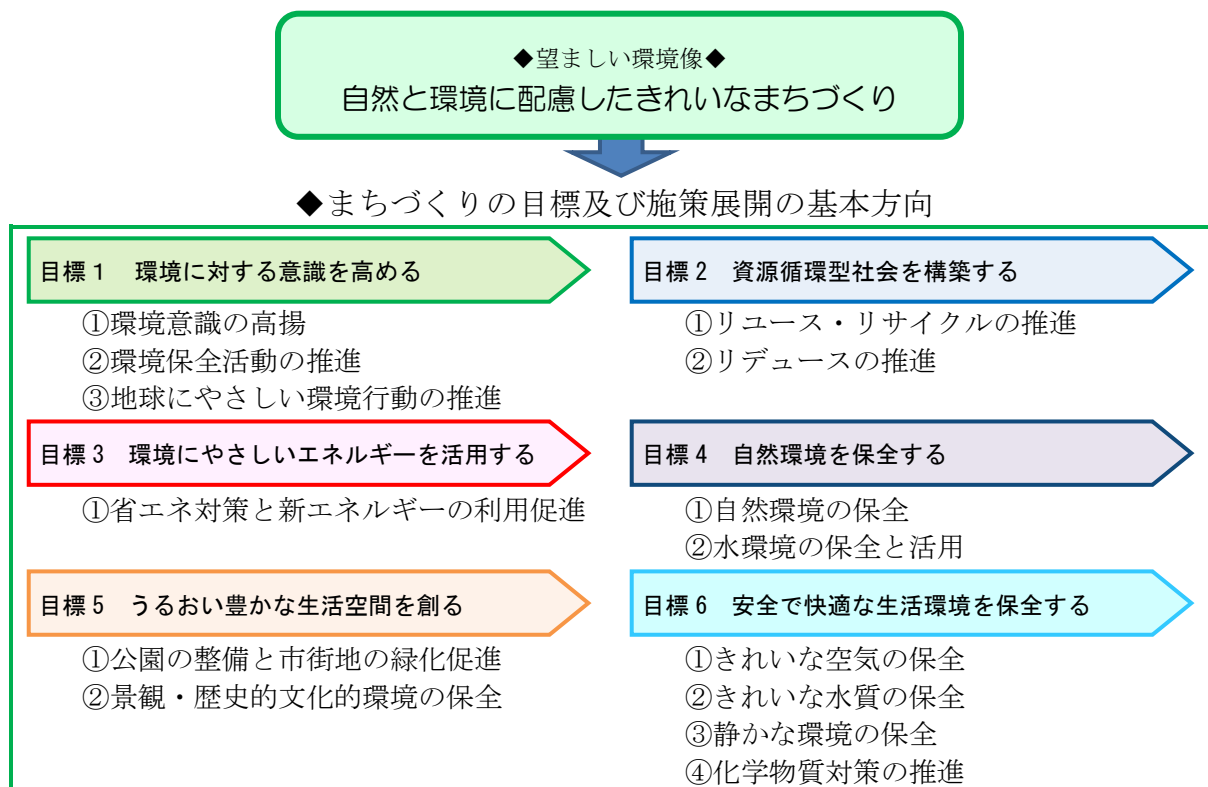
これらの道路の開通により、本市から東西、そして北への道路網が充実しました。

また、現在、東名三ヶ日ジャンクションから弓張山地の東側を通して三河港までを結ぶ「浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）」が計画検討されています。

第2節 計画目標の達成状況

1. 新・湖西市環境基本計画の構成

新・湖西市環境基本計画（平成23（2011）年度～令和2（2020）年度）では、『自然と環境に配慮したきれいなまちづくり』を望ましい環境像とし、その実現に向け6つのまちづくりの目標と、14の施策展開の基本方向を定めました。



2. 新・湖西市環境基本計画の目標達成状況

新・湖西市環境基本計画では、まちづくりの目標について、さらに具体化・数値化した目標を設定し、その達成状況を把握してきました。

目標の最新の達成状況は次のとおりです。

【まちづくりの目標 1 環境に対する意識を高める】

目標（令和2(2020)年度）	現況（令和元(2019)年度）	達成状況
環境教育・環境学習の参加者数 6,000 人	12,210 人	達成
エコチャレンジ事業の実施者数 2,000 人（累計）	2,240 人（累計）	達成
湖西市における地球温暖化ガスを地球温暖化対策実行計画により削減	10.9 千トン	達成

環境に対する意識を高めるため、計画に基づいて環境教育や学習会を実施してきました。環境教育や環境学習会のメニューを増やしたことにより、各種学習会への参加者は増加し、令和2(2020)年度における目標は、令和元(2019)年度の段階で達成しています。

また、こどもたちが地球の現状を知り、問題意識を持ち、自分たちができることは何かを考えてもらうため、アースキッズチャレンジを実施してきました。こちらも令和元(2019)年度時点で目標を達成しています。

環境保全活動は市民や家庭だけではなく、事業者も取り組むべき課題です。

市では、一つの事業者として、環境マネジメント実行計画に基づきエネルギーの削減目標を定め、公共施設から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできました。

公共施設からの二酸化炭素排出量については、年々減少してきていますが、今後も職員の意識を高め、いっそうの排出量削減に努めていきます。

【まちづくりの目標 2 資源循環型社会を構築する】

目標（令和2(2020)年度）	現況（令和元(2019)年度）	達成状況
一般廃棄物リサイクル率 41%	39.5 %	未達成
一般廃棄物排出量 市民一人一日当たり 810g	959 g	未達成

一般廃棄物リサイクル率は市民意識の向上、法体系の整備により向上しています。

令和元(2019)年度数値は計画見直し当時の平成27(2015)年度数値よりも0.5ポイント上がりましたが、目標に達しませんでした。

また、廃棄物最終処分量とリサイクル資源集団回収量及び古紙古布回収量は昨年度と比べ、大きな変化はありませんが、少しずつ改善されています。

市民一人当たりの一般廃棄物排出量は、令和元(2019)年度現在、計画目標には到達していないものの、平成21(2009)年度の計画策定当時と比べると、良い結果になっています。

【まちづくりの目標 3 環境にやさしいエネルギーを活用する】

目標（令和2(2020)年度）	現況（令和元(2019)年度）	達成状況
電灯電力量 一契約一日当たり 10kWh 以下	—	評価 できず

一契約一日当たりの電灯電力量は、平成27(2015)年度までは年々減少する傾向にありました。

ただし、平成28(2016)年度以降は、電力の自由化により、電力会社等を自由に選択することができるようになったため調査ができなくなっています。

また、省エネ対策と新エネルギーの利用促進としての、機器の購入助成件数は伸びています。今後においても対象機器の選定について再検討するなどし、環境に配慮した機器が普及するよう実施していきます。

さらに、自動車等からの二酸化炭素の抑制を目的に、市職員を対象とした、市役所ノーカーデーを年2回（月指定）実施しています。

【まちづくりの目標 4 自然環境を保全する】

目標（令和2(2020)年度）	現況(令和元(2019)年度)	達成状況
恵み豊かな緑と浜名湖などの自然環境の維持・保全	—	ほぼ達成
上水道使用量市民 一人一日当たり 290ℓ (家庭用 235ℓ)	290 ℓ (家庭用 237ℓ)	達成 (ほぼ達成)

本市では浜名湖・湖西連峰・遠州灘海岸とそれらの周辺が浜名湖県立自然公園に指定されています。

また、湖西連峰や大知波地区では森林の鳥獣を保全するため、また松見ヶ浦や遠州灘周辺では渡り鳥を保全するため、それぞれ鳥獣保護区が設定されています。

そのほか、地域における危険の予防や静穏の保持を目的とした特定猟具（銃）使用禁止区域も、市内数カ所で指定されています。

鳥獣保護区や特定猟具（銃）使用禁止区域については、野生動物の保護を基本として考えるとともに、有害鳥獣による被害の減少も念頭におき事業を実施していきます。

また、水については、市では節水について啓発するとともに、雨水の再利用設備について補助金を交付するなどして、水資源の有効利用を推進しています。

水使用量や地下水採取量、地下水位は天候等に左右される部分もありますが、今後も、市民の節水意識の向上を図るとともに、節水に有効な機器の購入を推進していきます。

地下水位（谷上水源井）について、平成29(2017)年度に観測井戸の揚水ポンプを更新したことにより、大幅に水位が下がりましたが、それ以降の水位は上がっています。

【まちづくりの目標 5 うるおい豊かな生活空間を創る】

目標（令和2(2020)年度）	現況(令和元(2019)年度)	達成状況
花いっぱい運動花苗配布本数 31万5千本/年	312,070 本	ほぼ達成
歴史的要素を生かした良好な景観の維持・保全	実施	達成

市では市内の公共花壇に植える苗を育苗し、「こさい花いっぱい運動推進協議会」の会員に配布し、会員が植樹しています。育苗施設では、年3回、様々な種類の苗を育苗しています。

こさい花いっぱい運動推進協議会の会員の高齢化が進み、ここ数年、会員数が減少しているため、新規会員の増加が課題となっています。

都市公園等の面積については、年々増加しています。市民が緑と触れ合い、憩いの場となる公園の整備及び維持管理を今後も進めていきます。

本市には歴史的・文化的に優れた施設が多く現存し、市では維持・保全に努めています。

平成26(2014)年度には新居関所の大御門を復元しました。また、景観法に基づく景観計画により、新居関所周辺地区の景観を保全し、歴史を活かしたまちづくりを進めています。

また、令和元(2019)年度には特別史跡新居関跡女改之長屋復元整備工事が完了しており、特別史跡施設の維持整備だけでなく、市民の方に歴史や文化に触れてもらうイベントを実施しています。

【まちづくりの目標 6 安全で快適な生活環境を保全する】

目標（令和2(2020)年度）	現況（令和元(2019)年度）	達成状況
環境基準の維持・達成（大気質）	達成(100%)	達成
市内11河川におけるBOD年平均値を平成22(2010)年度より改善	改善(前年比54.5%)	達成
環境基準の達成・維持（騒音）	達成(100%)	達成
対象物質（化学物質）の適正な管理の指導と把握	実施	達成
光化学オキシダントを除く大気環境基準と光化学オキシダント注意報の発令日数は、ここ数年目標値を達成しています。 光化学オキシダントについては、平成30(2018)年に全国1,183カ所ある監視測定地点の中で環境基準を達成したのが1地点のみであり、これは全国的な課題となっています。 また、水質では、水質汚濁の指標の一つであるBODを用いて、前年と比較して水質が改善した河川の率を算出しています。令和元(2019)年度数値については平成30(2018)年度数値と比較し、市内11河川中6河川（54.5%）でBOD値が改善されました。 また、下水道事業については、家庭からの排水を高度処理し、よりきれいな水に浄化しています。下水道事業は、長期的な計画で実施していますが、今後も早期の下水道計画の目標達成を目指します。 市内の河川は、ほとんどが浜名湖に流入しており、河川の水質を保全することは浜名湖の水質保全にもつながります。浜名湖や河川に排水する事業所排水や家庭排水の水質を改善することを目的に、今後も下水道事業や浄化に関する啓発活動、事業者の意識向上を図っていきます。 環境騒音の環境基準達成状況については、ここ数年は100%に近い値で推移しており、令和元(2019)年度も前年度に引き続き目標の100%を達成しました。 化学物質について、平成29(2017)年8月に白須賀地区において、土壌汚染が確認されました。この汚染については汚染土壌の除去が行われ、以後、土壌汚染は確認されていません。 また、法律に基づいて、環境中への放出量などの把握と報告が義務づけられている化学物質について、事業者等に必要な情報提供等を行っています。		

※騒音については、幹線道路沿いの住宅等について、環境基準（音の大きさの目標値）を達成している戸数を調査し、沿道の全戸数に対する達成率を求めることで評価しています。



第2章 新・湖西市環境基本計画策定から今日までの動き

第3章 環境の現状

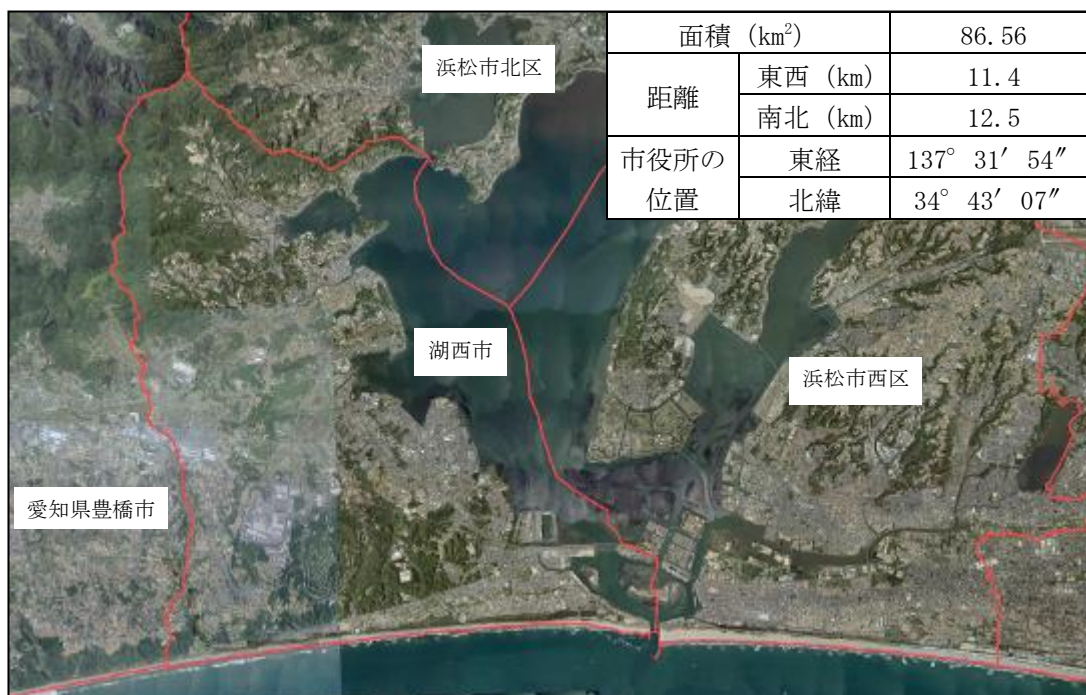
第1節 本市の概要

1. 位置と地勢

(1) 位置と地勢

本市は、静岡県最西端に位置し、湖西連峰を挟んで愛知県豊橋市と接しています。湖西連峰は弓張山地の南端にあたり、南アルプスの一部とされることもあります。市の南側には、豊橋市南側から続く台地があり、湖西丘陵と呼ばれています。

本市は、これらの山地・丘陵からの谷地形と、浜名湖側に広がる三角州低地、そして丘陵の南側、遠州灘にかけての崖・低地・砂浜といった地形で構成されています。



(2) 気象

年平均気温は 17℃前後と静岡県内でも高く、特に冬は暖かく真冬日が発生することはほとんどありません。西北西の風が多く、年平均降水量は 2,000mm 前後となっています。

2. 人口と世帯

(1) 人口から見る本市の特徴

本市の人口等について、静岡県の35市町の中で比較すると、人口は県内で15位と、中位にあたります。

夜間と比較して昼間の人口が特に多く、その比率は県内で1位です。このことは、本市に市外から通勤する人が多いことを表しています。

人口の増減でみると、本市の人口減少は県全体と比較して緩やかです。

平成22(2010)年から平成27(2015)年の人口変動では、人口が増加したのは長泉町、袋井市、藤枝市の3市町のみであり、続いて0.4%減の浜松市、本市はその次の第5位となっています。

人口の年齢構成では、65歳以上が占める割合と平均年齢がいずれも県内28位であり、35市町のなかでは比較的若いと言えます。

また、持ち家の割合は比較的低く、アパートなどの賃貸利用者が多くなっています。

	人口 (人)	昼夜間人口比率 (夜間人口100人当たりの 昼間人口比率)	人口増減率 (H22-H27 %)	65歳以上が 占める割合 (%)	平均年齢 (歳)	持ち家 割合 (%)
静岡県	37,000,305	100.0	▲1.7	27.8	47.0	67.7
湖西市	59,789 県内15位	111.5 県内1位	▲0.5 県内5位	25.4 県内28位	45.6 県内28位	69.8 県内24位

出典：静岡県統計センターホームページより、平成27(2015)年国勢調査結果及び統計要覧

(2) 人口減少と将来人口

静岡県平均と比較すると緩やかであるものの、本市においても人口減少は進行しています。

国立社会保障・人口問題研究所による推計では、本市の令和27(2045)年の人口を51,585人、平成27(2015)年比で13.7%減少すると予測しています。

その上で、平成28(2016)年3月に策定された湖西市人口ビジョンでは、この人口減少への対策を進めることで、「令和42(2060)年に48,000人程度の人口確保を目指す」こととしています。

3. 産業

(1) 農林水産業

市の北部では、コデマリなど花卉のハウス栽培が盛んであり、また湖西連峰の斜面ではみかん栽培が行われています。

農地について、かつては笠子川や入出太田川沿いに水田が広がっていましたが、昭和51(1976)年以降はその一部でダイコンやジャガイモなどその他の耕作物への転用が行われました。

畜産では酪農、養豚及び養鶏・養鶉(ようじゅん)が行われており、なかでも豚の飼育頭数は静岡県で一番多く、「とこ豚(とことん)ポーク」などといったブランドで販売されています。

水産業は、浜名湖でのあさり漁、遠州灘でのしらす漁が主となっています。

(2) 製造業

本市はトヨタグループ創始者・豊田佐吉翁の生誕地でもあることから、特に自動車産業が盛んです。

製造品出荷額等は、令和元（2019）年工業統計調査では約 1.7 兆円となっており、県内市町では静岡市、浜松市に次いで 3 位、県の総額の約 1 割を占めています。

(3) 観光及びその他サービス業

観光業は、浜名湖や太平洋、湖西連峰の恵みを活かしたマリンスポーツ、釣り、トレッキング、サイクリングなど体験型観光が充実しています。また、東海道の宿場町として発展した新居地区や白須賀地区には、当時の風情を感じられる街並み、新居関所や紀伊国屋といった歴史のある建物が残っています。

このほかにも、うなぎや牡蠣、しらす、海苔などの水産物を中心とした豊かな味覚も魅力ある観光資源のひとつです。

商業では、大規模な商業施設が浜松市に集中していることから、そちらへの流出が多くなっています。そのほか、スーパー・ドラッグストアでの日常的な買い物については、隣接する豊橋市からの流入も見られます。



新居関所
（国指定特別史跡）



トキワマンサク北限群生地
（静岡県天然記念物）

第2節 生活環境

1. 大気

ものを燃やしたり、溶剤を使用したりすると、人の健康に悪影響を及ぼす汚染物質が大気中に放出されます。

昭和40（1965）年頃は、この大気汚染物質による健康被害が大きな問題となりました。

そのため、これらの汚染物質に対して、人の健康や生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準（環境基準）が、法律に基づいて設定されました。

現在、本市の大気汚染物質濃度については、静岡県によって連続測定による監視が継続的に行われています。

大気汚染については、発生源対策などにより改善が進み、現在では、発生経路が複雑な光化学オキシダントや、海外からの影響も受ける微少粒子状物質（PM_{2.5}）など、一部の物質を除いては環境基準が達成・維持されています。

2. 悪臭

悪臭は、人に不快感を与えるに由来の原因となる物質が大気中に放出されるために発生するものです。しかし、においは個人差や慣れが非常に大きく作用しており、騒音・振動と同様に感覚公害の一つです。

本市においては、畜産業（酪農、養豚、養鶏等）が盛んに行われており、その畜舎・鶏舎や、家畜排せつ物の堆肥化施設などから発生する悪臭が問題となっています。

各事業者において悪臭防止対策が取られているものの、苦情は継続的に発生しており、より良い住環境を確保するためにはさらなる対策が必要な状況となっています。

3. 水質

(1) 河川・浜名湖・遠州灘

市内の河川や浜名湖、遠州灘の水については、大気質と同様に環境基準が設定されています。

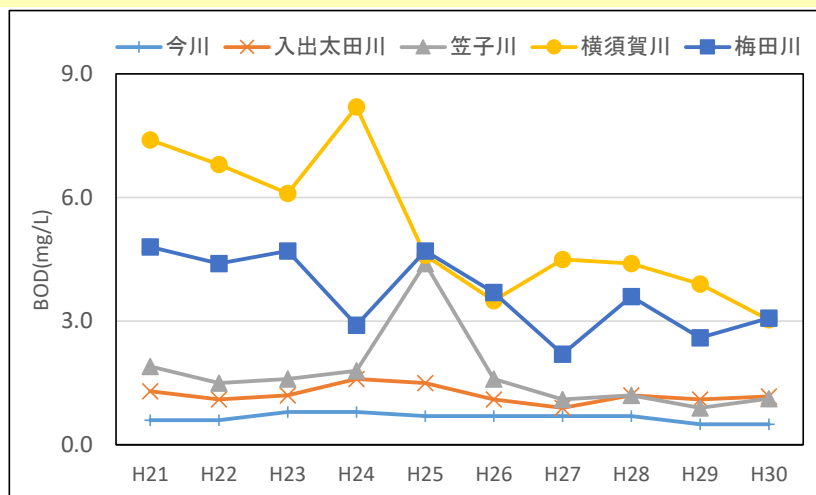
基準の達成状況は静岡県において監視が行われており、水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）やCOD（化学的酸素要求量）で見ると、基準が設定されている浜名湖・海域の全ての地点で環境基準を満たしています。

また、県による調査とは別に、市独自の調査を市内河川で実施しており、水質を監視しています。

大気汚染と同様に、水質汚濁も昭和40（1965）年代に大きな問題となりましたが、下水道や浄化槽の普及、家庭での生活雑排水対策などにより大幅に改善されてきました。

その一方で、近年、浜名湖で行われているノリ養殖において色落ちという異常が見られるようになりました。原因としては冬季の水温低下が起これなくなったことや、水質の改善が進んだことでノリの生育に必要な栄養分が不足するようになったことなどが考えられています。

地球温暖化とあわせて、今後の変化に注意していく必要があります。



BOD：水の有機的な汚れを表す指標。値が小さい方が、きれいな水を意味する。
湖西市内の河川における過去10年のBODの推移

(2) 地下水

地下水についても環境基準が設定され、静岡県による監視が行われています。

県内の井戸で定期的な観測が行われており、このモニタリングにおいては本市の地下水で環境基準の超過は確認されていません。

しかしながら、鷲津・吉美地域においてトリクロロエチレン等による汚染が確認された井戸があり、その井戸と周辺井戸におけるモニタリングが継続して行われています。

4. 騒音・振動

騒音とは好ましくない音の総称です。工場・事業場の機械や自動車から発生するのが主ですが、店舗等で流れる音楽や、近隣での生活に伴う音も、受ける側にとっては騒音になることがあります、悪臭と同様に代表的な感覚公害の一つです。

振動も感覚公害であり、騒音と同様に工場・事業場の機械や自動車から発生します。

工場等の騒音・振動については、法律による規制が行われており、各工場の敷地境界における規制基準が遵守できるよう、対策が進められています。

また、自動車が発生源となる騒音については、市内の主要な道路を対象とした環境基準の達成状況調査を行っており、環境基準の達成率向上に向けた対策等につなげています。

一方、騒音とは逆の好ましい音について、平成8（1996）年度に環境庁（現在の環境省）が「残したい日本の音風景100選」を選定しています。

そして、その中では、本市においても聞くことができる「遠州灘の海鳴り・波小僧」が選定されています。

自動車走行による振動については、環境基準は設定されていないものの、一定レベル以上の振動によって生活に影響が生じている場合には、市が道路管理者（国や県等）に対して対応を要請できる法律上の仕組みが整備されています。

第3節 資源環境

1. 廃棄物

(1) ごみ・リサイクル

ごみの総排出量（家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収の合計）は、平成 30（2018）年度で 20,943t でした。近年、大きな増減はありません。

市民一人一日当たりのごみ排出量では、961g/人・日であり、これは静岡県全体の 886g/人・日と比較して約 70g 多くなっています。

一方、本市のリサイクル率は 39.8%と、静岡県全体の 18.4%を大きく上回っています。

これは、木枝のチップリサイクルや可燃ごみを浜松市に委託し、浜松西部清掃工場において焼却処理する際に、熔融スラグを再利用していることなどによります。

この浜松市における委託処理は、令和 6（2024）年 1 月末に終了することから、本市では、現在休止している環境センターの焼却施設について、設備改良工事を行った上で再稼働させ、焼却処理を行う予定です。

実施にあたっては、ごみ処理に伴う環境への負荷の低減や、資源の有効利用など、安全かつ効率的な処理が行えるよう検討を進めているところです。

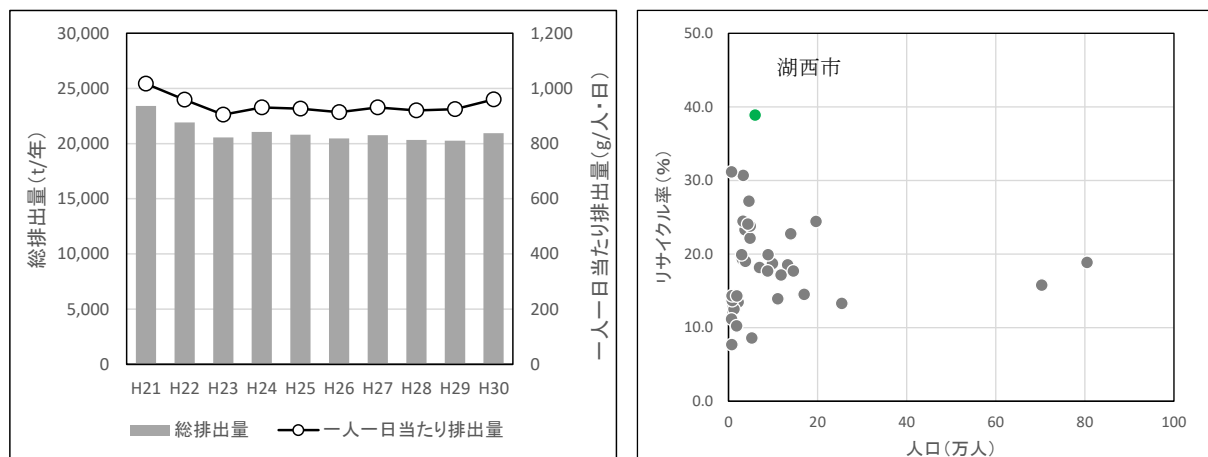


図 ごみ排出量の推移

図 静岡県内市町のリサイクル率(平成 30(2018)年度)

(2) 生活排水処理

市内の家庭等から排出されるし尿は、公共下水道及び浄化槽（単独処理浄化槽を含む）により処理されます。なお、汲み取り便所については、収集され、衛生プラントで処理されます。

また、し尿以外の生活雑排水（洗面台、台所、風呂などからの排水）については、公共下水道及び浄化槽（合併処理浄化槽）では処理されるものの、それ以外の処理方法では、処理されないまま周辺の水路・河川へと排出されます。

生活雑排水を含む生活排水の処理率は 68.8%となっており、きれいな川や水辺をつくるためには、公共下水道や合併処理浄化槽への切り替えを進めることにより処理率を向上させる必要があります。

また、人口の減少や、汲み取り・浄化槽人口の割合の変化など、社会的状況の変化に応じた、公共下水道や衛生プラントの運営管理が課題となっています。

表 平成 30(2018)年度における生活排水処理方法別人口
(平成 30(2018)年 10 月 1 日現在)

処理方法	処理の有無 (○処理して排水 ×処理せず排水)		人口 (人)	総人口に 対する割合 (%)
	し尿	生活雑排水		
下水道	○	○	21,062	35.3
浄化槽	○	○	19,992	33.5
単独処理浄化槽 (みなし浄化槽)	○	×	14,121	23.6
汲み取り	○	×	4,548	7.6
合計	—	—	59,723	100.0

みなし浄化槽：生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽のこと

2. エネルギー

平成 28(2016)年 4 月に電力自由化が行われました。

それまでは地域ごとに固定の電力会社のみから電気の供給を受けていたのに対して、自由に電力会社を選択できるようになりました。

地球温暖化対策の一つとして、また、東日本大震災と原子力発電所の事故に対する反省から、風力や太陽光など再生可能エネルギーによる発電が普及し、利用者は、電気料金のほか、発電方法によって電気会社を選ぶことが可能となっています。

再生可能エネルギーについては、本市の市有地を民間の太陽光発電施設用地として貸与しています。

この発電施設「湖西ソーラーウェイ」では、最大出力 1,501kW、一般世帯約 318 世帯の年間消費量に相当する発電が可能となっています。

このほか、家庭でのコージェネレーションシステム（燃料から熱と電気を同時に得ることで総合的なエネルギー効率を高める装置）の導入に対して購入補助を行っているほか、家庭用蓄電池や低公害車（電気、プラグインハイブリッド、水素）への補助も行っています。

3. 水資源

本市では、地下水の利用に対して「浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会規約」による自主的な規制を行っています。

また、上水道は、市内の深井戸から取水しているほか、静岡県の大井町市水道用水供給事業からの供給を受けています。

地下水採取の適正化や利用の合理化、保安林の水源の保全などを通じて、安定な水供給の確保を行っています。

第4節 自然環境

1. 自然公園等

(1) 自然公園

静岡県内における優れた自然の風景地が静岡県立自然公園として指定され、その保護と利用の促進が進められています。

本市においては、太平洋側の汽水湖で複雑な湖岸線を持つ浜名湖と、優れた森林景観を持つ湖西連峰から北側にかけての山地が、浜名湖県立自然公園に指定されています。

(2) 鳥獣保護区

「鳥獣保護区」とは、鳥獣の保護の見地から、狩猟が認められない地域として指定された区域のことです。

本市では、市北側の山地では「湖西市大知波」、「湖西連峰」、「松見ヶ浦」の3地区が、遠州灘沿いに「天竜川以西遠州灘」が、それぞれ鳥獣保護区として指定されています。

(3) 保安林

水源かん養や土砂流出防備など、暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている森林を保安林として指定し、その働きが失われないように伐採を制限したり、治山事業等を行ったりしています。

2. 森林

本市の森林・緑地は大きく3つの地域に分けることができます。

湖西連峰は、裾野はミカンを中心とする果樹、中腹はシイ・カシなどの常緑の広葉樹やコナラなどの落葉広葉樹、山頂付近は植林されたスギ・ヒノキがそれぞれ存在しています。

本市の南部から豊橋市に広がる天伯原（てんぱくはら）台地は、シイ・カシ林が多く、また、遠州灘に面する地域ではクロマツ植林のほか砂地に適応した植物群落が見られます。

これらの森林は、木材や食材を生産する機能のほか、地下水を育む水源かん養機能、土砂の崩壊・流出を防止する機能、二酸化炭素を吸収・固定する機能、風や飛砂を防ぐ機能など、様々な機能を有していて、私たちに恩恵をもたらしています。

3. 動植物

(1) 貴重な動植物

静岡県においては、動植物の調査結果をもとに、絶滅のおそれがある野生動植物種を「静岡県版レッドリスト」、それらの動植物種の生育状況を「静岡県版レッドデータブック」として整理・公表しています。

本市においても、トキワマンサク（絶滅危惧ⅠB類 近い将来絶滅の危険性が高い）等、絶滅のおそれがある動植物が多数確認されています。

一方で、昭和以降、水田や湖岸湿地の減少、森林の荒廃など、生育環境の悪化が進んだことにより、これらの動植物の確認事例が減ってきており、また、今後は地球温暖化の影響などによる絶滅リスクの高まりが懸念されます。

(2) 生物多様性

私たちヒトを含む全ての生物は、直接的に、また間接的に相互に影響し合い、また支え合って生きています。

その影響や支え合いの仕組みは、多様で複雑であるほど、豊かであり、様々な環境の変化にも柔軟に対応できる安定性を持つと言えます。

そして、この生物多様性については、開発による減少や、逆に管理不足による劣化などのリスクが迫っています。

生物多様性に迫る危機

第1の危機	開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少 鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋め立てなどの開発によって生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。
第2の危機	里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下 二次林や採草地が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。
第3の危機	外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱 外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的にかく乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性を持つものがあり、それらが生態系に影響を与えています。
第4の危機	地球環境の変化による危機 地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5℃上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。

(3) 外来生物

人間の活動によって日本以外から国内に持ち込まれた生物を「外来生物」といいます。

その中でも、特に地域の生態系や農林水産業等に悪影響を及ぼす可能性が高いものが、法律に基づいて「特定外来生物」として指定されています。

本市においても、動物ではアライグマやヌートリアなど、植物ではオオキンケイギクやアレチウリなどが確認されています。

そのほか浜松市の市街地を中心としてクリハラリス（タイワンリス）の分布が拡大しています。

さらに拡大した場合に、ミカンなど本市の主要農産物への影響が生じることが考えられます。

既に侵入しているものの駆除や、これからの侵入防止に向けた取り組みが必要です。

4. 緑化

本市では、地域や市全域を花いっぱいにするため、花いっぱい運動推進協議会との協働により、年間約 30 万本の花苗を育て、地域の花壇や学校などの公共施設に配布しています。

花いっぱい運動推進協議会は、平成 14（2002）年に結成された、花いっぱい運動の趣旨に賛同し、市内の公共花壇などの維持管理を行っている花のボランティア団体の集まりです。

このほか、市では春と秋に緑花フェアを開催し、花いっぱい運動のさらなる普及と市民の緑化意識向上に努めています。

5. 景観

本市の特徴的な景観として、北の湖西連峰、東の浜名湖、そして南の遠州灘があります。

また、東海道の特別史跡「新居関跡」と周辺地区においては、景観計画が定められており、美しい文化的景観が保全され、歴史を生かしたまちづくりが行われています。

街並み景観については、地域住民と市が協力し合ってまちづくりのルールである地区計画を定め、地域に即した景観形成が進められています。一方で、高齢化が進行することで管理されない土地や住居などが増加し、それにより景観が悪化するおそれがあります。

また、市外からも多くの人々が訪れる流鏝馬神事や手筒花火といった祭事・イベントで生まれる風景も、本市特有の景観と言えます。

景観の種類と本市の主要な景観

景観の種類	要素	湖西市における例
自然景観	海や川、湖、緑地などの自然で構成された景観。	湖西連峰、浜名湖、遠州灘、ミカン畑
歴史的・文化的景観	史跡や遺跡、歴史的建造物と、それに付随する緑地や樹木などによる景観。	白須賀宿、新居宿・新居関所周辺地区、松並木
街並み景観	住宅地や商業施設、公園や道路、公共施設などで構成された市街地の景観。	花いっぱい運動、地区計画（11 地区）、ベイリーフ新居、
生活・活動景観	地域のお祭りやイベントなど、人々の様々な活動によって生まれる景観。	流鏝馬神事（市内各地）、入出秋祭り、湖西湖上花火大会、遠州新居手筒花火

6. 文化財

本市には、縄文時代から人が住み始め、弥生時代、古墳時代と平野ごとに村々が形成されました。

古墳時代から鎌倉時代にかけて、この地では窯業が盛んに行われ、湖西窯跡群と総称される約1,000基の窯跡が確認されています。

その後も戦国時代には今川氏の三河進出の拠点となった宇津山城や、江戸時代には東海道に白須賀宿、新居宿が設けられ、新居には江戸防衛の目的に海の関所である新居関所が築かれました。

この頃の建造物としては、「特別史跡『新居関跡』」、紀州藩御用宿であった「紀伊国屋資料館」、昔の芸者置屋をリニューアルした「小松楼まちづくり交流館」があります。

このような歴史のある本市には、建造物、絵画や書跡など101の文化財（国9・県17・市75）の指定文化財が現存しています。

また、市内の各地で行われる秋祭りでは、古式にのっとりた祭礼も行われています。

第5節 地球環境

1. 地球温暖化

地球温暖化の対策について、京都議定書の目標（平成 20(2008)年～平成 24(2012)年の第一約束期間までに、温室効果ガス排出量を平成 2(1990)年比で 6%削減する）は達成されました。

現在は、そこからさらに一步進んだ、パリ協定に基づく中期目標（令和 12(2030)年度の温室効果ガス排出量を、平成 25(2013)年度比で 26%削減する）が設定されています。

そして、この厳しい削減目標を達成することで、地球温暖化の速度を抑制、影響を緩和すると同時に、それでも進行する温暖化に適応することで影響を小さくするための取り組みが進められています。

本市においても、一つの事業体である市自らの活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減に努めているほか、市民が省エネルギー機器や太陽エネルギー利用設備などを導入する際の補助を行っています。

地球温暖化により想定される影響と適応策（静岡県）

分野	主な影響	主な適応策
1. 農林水産業	①米、②ワサビ、③ミカン、④茶等の品質低下のおそれ、⑤藻場が衰退する磯焼けの発生	①②③高温耐性品種の開発・普及、③④高温軽減技術の開発・普及、⑤植食性魚類の駆除等
2. 水環境	①水質の悪化、②年降水量の変動増大と渇水発生	①水質監視と汚濁原因究明、②水資源確保に向けた調整・普及啓発、森林整備・保全により水源かん養機能向上
3. 自然生態系	①高山植物の衰退、②ニホンジカ・イノシシの分布拡大による農林水産物や自然植生への影響	①有害鳥獣による食害等被害防止対策、②個体数調整や狩猟規制の緩和
4. 自然災害	局地的豪雨等による①浸水被害、②土砂災害等の発生リスク増加	①貯留・排水強化や機器管理型水位システムを組み合わせた総合的治水対策、②施設整備・危険箇所の周知等による総合的土砂災害対策
5. 健康 6. 経済・都市生活	①熱中症リスク増加、②デング熱等を媒介するヒトスジシマカの分布域拡大、③電力供給ピーク先鋭化	①芝生緑化活動促進、熱中症予防のための注意喚起、学校での早期の空調整備、②ヒトスジシマカの生息状況・ウイルス保有調査の実施、③地産地消型バーチャルパワープラントの構築

バーチャルパワープラント：多数の小規模発電所や電力需要抑制システムを一つの発電所のようにまとめて制御を行うこと。
静岡県の気候変動影響と適応取組方針（R1(2019).3）の概要より作成

2. オゾン層の破壊

地球の上空約 10km～50km の成層圏には、オゾンの多い層があり、この層を一般にオゾン層といいます。

このオゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を守っています。

昭和 55 (1980) 年頃から平成 12 (2000) 年にかけて、オゾン層の破壊が進み、南極では春頃に特にオゾン層が薄くなり、穴が開いたように見える「オゾンホール」が確認されるようになりました。

オゾン層が減少すると、地上に到達する紫外線の量が増加し、皮膚がんや白内障など病気の発症につながるほか、陸地や水中の生態系にも悪影響を及ぼします。

このオゾン層破壊の原因は、かつて冷蔵庫やエアコンの冷媒として使用されていたフロンという人工の物質でした。

現在は、フロンのほとんどが廃止や、生産規制が行われており、オゾン層も回復傾向が見られます。

一方で、フロン以外のオゾン層を破壊する化学物質が様々な用途で使用されており、引き続き、その使用を減らしていくことが重要です。

3. 森林の減少

世界の森林面積は約 39.3 億ヘクタールで、地球の陸地の約 31%を占めています。しかし、世界の森林は、毎年 330 万ヘクタール減少しています。

減少の原因には、干ばつや森林火災などの自然現象もありますが、多くは農地・牧場地への転用や薪の過剰採取などによるものです。

国際的な問題ではありますが、日常の生活・活動において、紙の使用を減らしたり、正しく生産された木材で作られた家具を購入したりするなど、より賢い選択「COOL CHOICE」をすることで、間接的に貢献することが可能です。

第6節 意識調査結果（市民・事業者）の概要

1. 現在の環境に対する満足度・重要度（市民・事業者）

本市の現在の環境に対する「満足度」と「重要度」の認識について、市民と事業者に伺いました。

環境の側面ごとに、「とても満足」から「とても不満」までの5段階、「重要」から「重要でない」までの5段階で、それぞれ評価してもらいました。

そして、満足度については「とても不満」を0点、「とても満足」を4点とし、また重要度については「重要でない」を0点、「重要」を4点として、それぞれ5段階の点数付けを行い、平均値を算出しました。いずれも2.0が「どちらともいえない」にあたります。

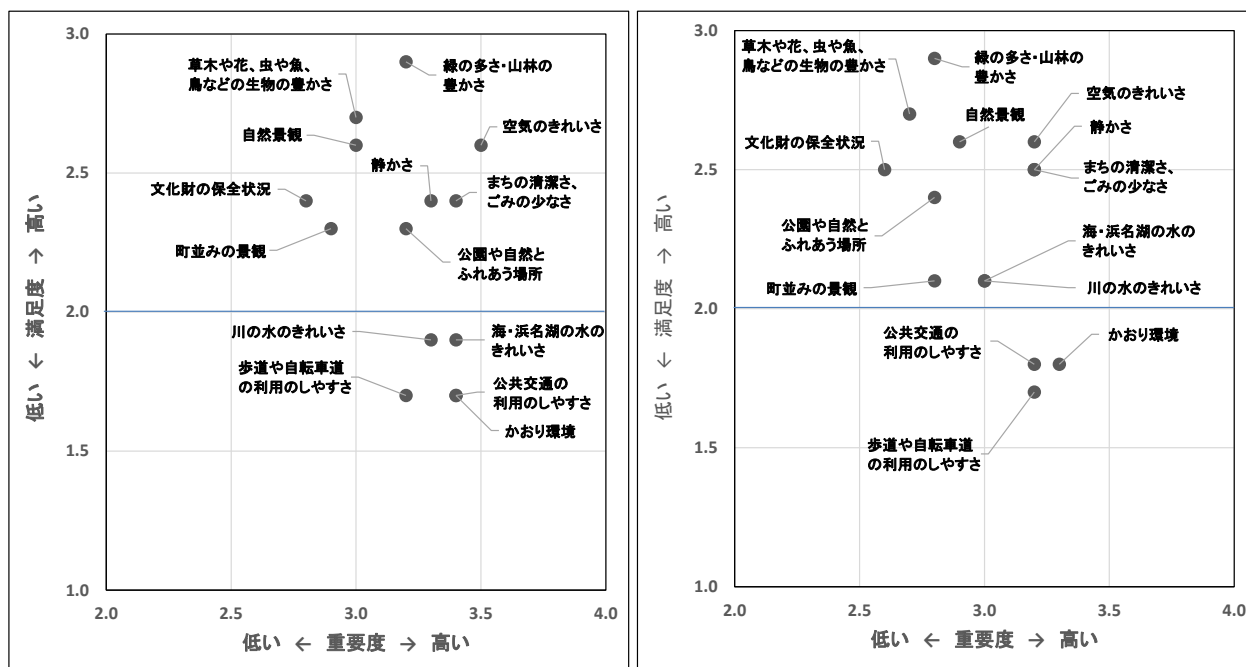
その結果、満足度では、「緑の多さ・山林の豊かさ」、「草木や花、虫や魚、鳥などの生物の豊かさ」、「空気のきれいさ」、「自然景観」において、市民・事業者ともに「とても満足・満足」という回答が多くなりました。

逆に、「かおり環境」、「公共交通の利用のしやすさ」、「歩道や自転車道の利用のしやすさ」は、市民・事業者ともに「不満・とても不満」という回答が多くなっています。

重要度では、全ての項目について「重要」または「少し重要」という回答が多くなっており、平均値が2.0よりも大きくなっています。

重要度と満足度の組み合わせで見ると、「空気のきれいさ」や「緑の多さ・山林の豊かさ」などは、重要度が特に高く、また満足度も高いということが出来ます。

逆に、「かおり環境」については、重要度が特に高いものの、満足度は低いという結果となりました。



環境に対する満足度と重要度の分布（左：市民、右：事業者）

2. 悪臭について

本市では悪臭に関する苦情が度々寄せられており、市民モニターと協力して実態の把握と発生源である事業者等への指導など、対策を進めてきました。

その悪臭について、あらためて市民を対象にアンケートをとったところ、「悪臭を感じることもある」という回答が74.9%と大部分を占めました。

地域別では、本市では北部に位置する「湖西中学校区」で比較的「悪臭を感じない」とする回答が多くなりましたが、その他の地域では目立った差は確認できませんでした。

臭いの種類としては「動物のふんや堆肥のようなにおい」、発生条件としては「季節や時間、天気、風に関係なくにおう」という回答が多くなりました。

質問：生活のなかで悪臭を感じることはありますか？

住まいの地域	ある	なし
市全体	74.9 %	24.6 %
鷺津中学校区	79.8 %	20.2 %
白須賀中学校区	84.2 %	10.5 %
湖西中学校区	55.6 %	44.4 %
岡崎中学校区	80.0 %	20.0 %
新居中学校区	72.0 %	28.0 %

3. 市の将来の姿について

20年後の湖西市はどんなまちであって欲しいかを市民に尋ねたところ、「安全・安心・健康的なまち」という回答が51.0%と最も多く、次が「公共交通機関が発達した便利なまち」の19.9%でした。

また、今後どのような産業が発展して欲しいかという設問では、「エコカーなど環境に貢献する工業」が44.8%、「自然を活かした、環境と調和した農林水産業」が25.1%、「浜名湖や湖西連峰など自然を活かした観光業」が19.9%でした。

そして、未来に残したい、湖西のすぐれた景観をたずねたところ、「まちから見る浜名湖の風景」が33.0%、「山から見るまち・浜名湖・遠州灘の風景」が21.7%であり、浜名湖と海が形作る景観が大切に思われていることがわかりました。

4. 事業者・市民に求めること

よりよい湖西市の環境づくりに向けて、市民が行政や事業者を求めること、そして事業者が行政や市民を求めることを尋ねました。

その結果、市民が行政に求めることは、「適切な土地利用の推進」という回答が28.5%と最も多く、次が「環境にやさしい生活に向けた普及啓発」の13.4%でした。

そして、事業者を求めることは「大気・水質・騒音・悪臭などの公害防止」が71.5%と非常に多くなりました。

一方、事業者が行政に求めることとしては「環境に配慮した行動に関するノウハウや情報の提供」、「環境に配慮した設備改善や新エネルギー導入のための助成」、「環境に配慮した行動を推進するための市民・事業者・行政の協力体制の整備」といった回答が多く、市民に求めることとしては「リサイクル活動などに努め、積極的に資源の循環を推進してほしい」や「価格や機能面などで十分でなくても、環境に配慮した製品を優先的に購入してほしい」といった回答が多くなりました。

5. 行動について

環境に優しい行動の実施状況について市民に尋ねたところ、「ごみをきちんと分別して出す」を実施しているという回答が96.6%と非常に多くなりました。

そのほか「近隣への悪臭、騒音などに配慮する」が94.8%、「ものを長く使う」が94.5%、「マイバッグ、マイボトル、簡易包装などでごみを減らす」が91.9%と、それぞれ実施率が高くなっていました。

一方で、「車利用を控え、公共交通機関での移動を心がける」が11.3%、「コンポストや生ごみ処理機を使う」が11.8%など、実施率が低い取り組みもありました。

同様に、事業活動における環境配慮について事業者にも尋ねました。

現在の実施率が比較的高いものとしては、「廃棄物の削減」が36.3%、「事業活動における節電」と「地域の環境保全活動への参加」がそれぞれ27.5%ありました。

また、「今後実施していきたい」とする行動については、「エコドライブの実施」が33.8%、「低公害車の導入」が32.5%、「省エネ機器の導入」が31.3%でした。

6. 情報源について

行政情報を得る際に、様々な情報源をどの程度利用しているかを、市民・事業者それぞれに尋ねました。

「広報こさい・市役所だより」という回答が、市民・事業者ともに多くなりました。

それ以外では、市民では「新聞」、事業者では「ホームページ」という回答が多くなる傾向が見られました。

近年、本市が情報発信ツールとして力を入れている SNS (Facebook、Instagram、YouTube、Twitter) については、市民・事業者ともに「利用していない、知らない」という回答が多く、情報発信にさらなる工夫が必要であることがわかりました。

市民・事業者の各情報源の利用状況

情報源	市民				事業者			
	よく利用している	たまに利用している	あまり利用していない	利用していない、知らない	よく利用している	たまに利用している	あまり利用していない	利用していない、知らない
テレビ・ラジオ	18.6	19.1	25.7	34.3	7.5	12.5	35.0	38.8
新聞	20.7	29.8	20.9	26.2	15.0	28.8	22.5	30.0
広報こさい・市役所だより	38.2	40.3	11.3	8.4	21.3	45.0	17.5	12.5
ホームページ	5.8	26.4	33.5	31.7	3.8	38.8	30.0	22.5
SNS	5.2	13.6	19.4	59.4	0.0	12.5	25.0	51.3

SNS：Facebook、Instagram、YouTube、Twitter

第7節 環境の現状と課題

1. 生活環境

昭和の中頃に問題となった人の健康を害するような環境問題は、法律による排出規制などによって大幅に改善されてきました。

現在は、人の健康にすぐに悪影響を及ぼすような環境の汚染・汚濁はなく、また、長期的に悪影響が生じる可能性がある化学物質等についても、必要な監視や管理が行われている状況です。

健康に暮らすことができる生活環境が確保されている一方で、安全でさらに安心、快適に暮らすことができる生活環境へのニーズは高まり続けています。

安全に関しては、これまでの大気汚染・水質汚濁等への対策を継続しつつ、新しい環境問題について情報を収集し、必要な際は迅速に対応することが求められます。

安心に関しては、地震や豪雨などの災害への備えを、環境分野のみならず市全体で進めていく必要があります。また、環境問題についても、積極的な情報提供・情報公開を行うことで、市民の環境への理解を深め、不安を除くことが求められます。

快適に関しては、本市では、畜産業を発生源とする悪臭への苦情が多く寄せられています。

環境に関する市民アンケートにおいても、臭気に不満という回答が多くなっています。

悪臭に対する不満が大きくなった要因としては、住宅地が拡大したことで発生源と住居との距離が短くなったことや、他の悪臭（工場や農水産）が減ったことにより畜産悪臭が際立つようになったことなどが考えられます。

畜産業は、市の代表的な産業の一つです。また、小規模な事業者が多いこともあり、強制的な対策では、本市の畜産業の衰退を招き、市の発展を妨げることに繋がりがねません。

事業者と市、そして周辺住民がお互いに理解しあう中で、協力して取り組みを進めることが不可欠です。

2. 資源循環

ごみに関して、基本的な課題は前回計画から継続しています。

3R（リデュース・リユース・リサイクル）により、ごみを減らし、資源を循環利用することが重要です。

本市の市民一人一日当たりのごみ排出量は、県平均と比較して70g程度多く、まだ削減の余地があります。

ごみの処理量・処分量を減らすことは、処理・処分経費の削減や、焼却施設・最終処分場への負担の軽減と延命化、温室効果ガス排出量の削減など様々な効果をもたらします。

そのため、まずはごみの発生量・排出量を削減することが重要です。

資源のリサイクル率は県内でも特に高くなっていますが、今後もこの状況を維持していくことが求められます。

生活排水についても引き続き公共下水道の整備と接続の推進、浄化槽の普及促進を行うとともに、下水やし尿・浄化槽汚泥の適切な処理を維持することが重要です。

また、浄化槽が本来の機能を発揮するためには定期的な保守点検が不可欠です。

浄化槽管理者に対して、義務である保守点検に関する啓発を行い、適切な処理が確保できるようにすることも求められます。

3. 自然環境

自然には、人の手が入らないことで維持されるものと、人が積極的に手を入れないと維持できないものがあります。

本市の自然は、人工林、二次林、果樹園、農地、湿地、沿岸（浜名湖・遠州灘）環境など、その全てが後者にあたります。

人工林や果樹園、農地は、農林業を行う中で適切な管理が行われるものですが、森林の管理不足や耕作放棄地の増加などによる環境の悪化が懸念されます。

また、二次林や湿地、沿岸環境も放置すると時間とともに変化し、劣化や喪失が起きます。

都市部の緑地等も含めて、自然は、食品生産や生物の生息環境の場としてだけではなく、市の良好な景観形成、大気汚染や騒音の緩和、気温や湿度の調節、水害や土砂災害の防止といった非常に多くの機能を持ちます。

このような機能を持つ自然が維持されるよう、所有者・管理者をはじめ、ボランティアも含む全ての主体が協力して維持管理することが不可欠です。

また、生物多様性の視点からは、外来生物対策も大きな課題となっています。

外来生物には、ペットや家畜など、人が意図的に導入して環境中に広がってしまった場合と、人や物が移動する際に、付着したり混入したりしていて、意図せずに入ってきた場合とがあります。

本市では、東西の人の移動が盛んであり、その移動にまぎれての侵入が起りやすい場所と言えます。

オオキンケイギクなどの既に侵入している外来生物への対策のほか、まだ定着していない生物の早期発見と駆除等の対応が求められます。

また、飼いきれなくなったペットを放ったり、レジャー用にわざと魚を外部から持ち込んだりといった事例もあります。外来生物法に基づく対応が必要です。

4. 地球環境

地球温暖化に関しては、これまでも様々な取り組みを進めてきたところですが、今後はこれまで以上の温室効果ガスの排出削減が必要です。

しかしながら、令和2（2020）年は新型コロナウイルス対策で換気が必要な中、夏場の酷暑が続くなど、生活の中での温室効果ガス排出削減が困難な状況となっています。

気温上昇や感染症対策は今後も継続するものと考えられ、そのような厳しい状況下での取り組みが求められます。

本市における排出者の一つである市においては、老朽化してエネルギー効率の悪い施設・設備について、統廃合や更新による効率化・省エネルギー化を進めていくことが大きな取り組みとなりますが、行政サービスを低下させずに進めていくことが課題となります。

また、温暖化による悪影響を最小限にするための適応策も急務となっています。

極端な気象による風水害や土砂災害が、全国で毎年のように発生しています。温暖化の進行により、これらの自然現象の発生頻度が高まることが予想され、その対応が急がれます。

まちづくりの中では、防災施設の建設や、住宅を安全な場所に集約させる「立地適正化計画」の推進などがありますが、環境分野においても、森林や農地が持つ防災・減災機能の活用や、災害が発生したときに大量に排出される災害廃棄物への対応準備などの取り組みが必要です。



第3章 環境の現状

第4章 計画の目指すまちの姿

第1節 基本理念

第3次環境基本計画の策定の基本となり、また様々な取り組みを進める上で共通する考え方は以下の3つです。

理念1. 自立・発展型の湖西市を目指します

本市の立地や自然が持つ力を活かし、また人の力を最大限に活用して、本市の環境課題に取り組みます。

そして、それによって環境と経済が両立した活気ある湖西市を作るとともに、活気ある湖西市を将来の市民に継承します。

理念2. 広域での持続的発展を目指します

環境省が提唱するローカル SDGs（地域循環共生圏）の考え方にに基づき、隣接する自治体と、それぞれが持つ強みを相互に提供し、また弱みを補いあうことで、広域での持続的発展を目指します。

本市においては、浜名湖を浜松市と共有しているほか、人や経済の動きでは浜松市から豊橋市までの広い範囲で強い結びつきをもっています。

さらに、今後の「浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）」等の道路整備によっては、愛知県の奥三河や長野県まで交流の範囲が広がります。

これらの近い自治体や、また、距離を超えた結びつきがある自治体と、相互に補完し、支え合うことによって、持続的発展が可能な「地域循環共生圏」の確立を目指します。

地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 →地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
 →地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/seisaku/list/kyoseiken/index.html>) より

理念3. 世界の持続的発展に貢献します

SDGsは、先進国・途上国すべての国において、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の17個のゴール（目標）です。

全ての人々が関わる普遍的な目標であり、本市においても、その達成への貢献が求められます。

第3次湖西市環境基本計画が対象とする環境の範囲、そして、取り組みを進める上で欠かすことができない環境学習や協働に関連するゴールを下に示します。

それぞれのゴールには、さらに詳細な達成指標（ターゲット）も示されており、そのターゲットと本計画との関連については、資料編に示しています。

生活環境に関するゴール



資源循環に関するゴール



自然環境に関するゴール



地球環境に関するゴール



意識の向上と環境市民育成に関するゴール



第2節 望ましい環境像

望ましい環境像とは、本市が第3次湖西市環境基本計画によって目指す姿を、わかりやすく表現したキャッチフレーズであり、市民・事業者・市が共有する計画の最終目標でもあります。

住みたい・住み続けたい、美しく元気なまち KOSAI！

第3節 進むべき方向性

進むべき方向性とは、取り組みのグループごとに設定する目標です。次章からはその目標の達成に向けて、グループごとに取り組みの進め方を示します。

1.生活環境

住みたい・住み続けたいまちを作ろう。

本市は、豊かな自然を持ち、利便性も高い住みよいまちです。

環境面から安全・快適・安心を追求し、より住みたい・住み続けたいと思えるようなまちを目指します。

2.資源循環

資源を大切に使おう。繰り返し使おう。

人が集まり、活気が生まれても、その分だけ資源を消費し、ごみを排出したのでは、持続可能なまちとは言えません。

資源を循環的に利用することで、長く発展が続けられるまちを目指します。

3.自然環境

豊かな自然を守ろう。作ろう。楽しもう。

私たちの生活は、山や森の恵み、田畑の恵み、浜名湖や遠州灘の恵みがあってはじめて成り立つものです。

これまで育まれ、守られてきた自然を、その恵みを受けつつ、より良い状態で、将来にも継承します。

4.地球環境

世界の人々と、地球を未来へ。

地球温暖化の影響は、全ての国・全ての人に及びます。

温暖化が及ぼす、人々の健康や安全への悪影響に備えるのと同時に、温暖化の速度を遅くして、温度上昇を低く抑えるための取り組みを進めることで、地球環境問題の解決に貢献します。

5.環境市民

学ぼう。考えよう。行動しよう。

環境への負荷を減らす取り組みや、環境をより良くする取り組みは、私たち一人一人が、できることから始める必要があります。

環境について学ぶ場所をつくり、考えるきっかけをつくり、全ての人が環境市民として行動できるまちをつくりまします。

第5章 望ましい環境像の実現に向けた取り組み



基本方針1
〔生活環境〕



住みたい・住み続けたいまちを作ろう。

■目標とその達成にむけた取り組み

目標	目標達成にむけた取り組みの方針
1. 安全なまちづくり	①安全な空気を確保する ②安全な水を確保する ③有害化学物質の管理を徹底する
2. 快適なまちづくり	①悪臭を防止する ②騒音・振動を防止する ③きれいで親しめる水辺をつくる ④自然と歴史を活かした景観をつくる
3. 安心できるまちづくり	①災害の被害を最小限に抑える ②すみやかな復旧・復興が可能な体制をつくる

■目標の評価に用いる指標

指標	現況	目標 (令和14年度)
環境基準の達成率（大気）	100% (令和元年度)	100%を維持
環境基準の達成率（ダイオキシン類）	100% (令和元年度)	100%を維持
光化学オキシダント注意報発令日数	0日 (令和元年度)	0日を維持
環境基準の達成率（海域：浜名湖水域）	100% (令和元年度)	100%を維持
環境基準の達成率（海域：遠州灘水域）	100% (令和元年度)	100%を維持
生活の中で悪臭を感じる人の割合	74.9% (令和2年調査)	39.1%

環境基準：人の健康の保護と生活環境の保全のために、環境（大気や水など）に対して設定された、達成し維持することが望ましい目標のこと。

■目標達成に必要なそれぞれの役割

●市の取り組み

1. 安全なまちづくり

- ①安全な空気を確保する
 - ・大気中の汚染物質濃度を監視する
- ②安全な水を確保する
 - ・河川と浜名湖の水質を監視する
 - ・上水道の水源において計画的な水質検査を行う
 - ・魚のへい死など水質事故への対応体制を整える
- ③有害化学物質の管理を徹底する
 - ・環境中のダイオキシン類濃度を監視する
 - ・残留性の高い化学物質に関する情報の収集と提供を行う

2. 快適なまちづくり

- ①悪臭を防止する
 - ・悪臭防止法に基づく規制基準を見直す
 - ・市民モニタリングを充実させる
 - ・事業者への指導と悪臭対策支援を進める
- ②騒音・振動を防止する
 - ・自動車騒音を監視する
 - ・生活騒音や店舗騒音に関する啓発と指導を行う
- ③きれいで親しめる水辺をつくる
 - ・下水道の接続を促進する
 - ・浄化槽の普及を促進する
 - ・浄化槽管理者に対する定期点検の啓発を行う
 - ・家庭における生活雑排水対策に関する啓発を行う
 - ・河川・海岸美化活動を実施する
- ④自然と歴史を活かした景観をつくる
 - ・地域美化活動を推進する
 - ・地域景観計画の策定と街並み景観の形成を進める
 - ・国道 301 号の電線を地中化する
 - ・空き家対策を推進する

浄化槽の管理者の3つの義務

浄化槽を設置・管理している人には、浄化槽の機能が維持できるよう、以下の3つの義務について果たす必要があります。

- ①浄化槽の保守点検
 - ブローやポンプの点検整備、消毒薬の補充など
- ②浄化槽の清掃
 - 汚泥の引き抜き
- ③浄化槽の法定点検
 - 指定検査機関による、外観や水質等の検査

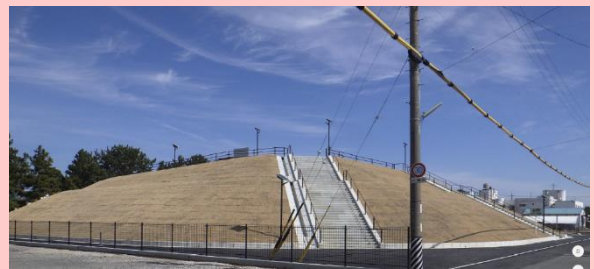
3. 安心できるまちづくり

- ①災害の被害を最小限に抑える
 - ・砂防事業を推進する
 - ・津波避難施設（避難タワー、命山）を整備する
 - ・ハザードマップの普及を進める
 - ・防風林、防砂林を整備する
 - ・自助と共助の強化にむけた訓練を行う
- ②すみやかな復旧・復興が可能な体制をつくる
 - ・災害廃棄物仮置場を確保する
 - ・災害時を想定した広域連携体制を構築する

住吉地区の命山

「命山」とは、台風や津波で地域が浸水したときに、住民が避難するための人工的な高台のことです。

東日本大震災の津波被害の大きさから、本市においても、この命山をはじめとする津波避難施設の整備を進めています。



●市民に求められる役割

1. 安全なまちづくり

- ・野焼きをしない
- ・エコドライブを行う
（急発進・急加速・長時間のアイドリングをしない）
- ・ごみと資源物を分別する

2. 快適なまちづくり

- ・生活排水を適切に処理する
（下水道への接続、浄化槽の点検、生活雑排水対策）
- ・敷地内の緑化（生け垣、屋上緑化）や花壇づくりをすすめる

3. 安心できるまちづくり

- ・家庭内で防災の備えを進める
（転倒防止、生活必需品の備蓄、家族内での話し合い 等）
- ・地域の防災組織や防災訓練に参加する

●事業者求められる役割

1. 安全なまちづくり

- ・公害防止を推進する（排ガス、排水）
- ・産業廃棄物を適切に処理する
（マニフェストの運用徹底、処理事業者による処理の現地確認）
- ・エコドライブを行う
（急発進・急加速・長時間のアイドリングをしない）

エコドライブ 10 のすすめ

- ① 自分の燃費を把握しよう
- ② ふんわりアクセル「eスタート」
- ③ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④ 減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤ エアコンの使用は適切に
- ⑥ ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨ 不要な荷物はおろそう
- ⑩ 走行の妨げとなる駐車はやめよう



2. 快適なまちづくり

- ・公害防止を推進する（悪臭、騒音、振動）
- ・事業所敷地の緑化をすすめる（植樹、屋上緑化、壁面緑化）
- ・道路や河川の美化活動に参加する
- ・農地において肥料や農薬を適切に使用する

3. 安心できるまちづくり

- ・地域の防災組織や防災訓練に参加する

■地域循環共生圏の確立にむけた連携

●浜松市と

- ・浜名湖の水質保全に関する取り組みを協力して進める

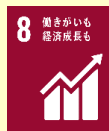
●豊橋市と

- ・梅田川や三河湾の水質保全や地域の公害防止に関する取り組みを協力して進める

●その他自治体（裾野市、木曽町、登米市、蕨市、大和町など）と

- ・災害発生時の相互支援体制を構築・維持し、いざという時に備える

基本方針2
〔資源循環〕



資源を大切に使おう。繰り返し使おう。

■ 目標とその達成にむけた取り組み

目標	目標達成にむけた取り組みの方針
1. ごみの減量と資源のリサイクル	①ごみの発生量を減らす ②資源を分別・リサイクルする ③バイオマス資源を活用する
2. 安全で衛生的なごみ処理の推進	①環境センターを再稼働させる ②最終処分場を適切に運用する ③災害時等の事業継続に向けた準備を行う
3. 散乱ごみ、不法投棄のない美しいまちづくり	①地域の美化を進める ②散乱ごみ対策を進める ③不法投棄対策を進める

■ 目標の評価に用いる指標

指標	現況	目標 (令和14年度)
廃棄物排出量 市民一人一日当たり	959g (令和元年度)	933g
廃棄物資源化率	38.0% (令和元年度)	34.7%※
廃棄物最終処分量	504 トン (令和元年度)	1,822 トン※
地域美化活動参加者数	26,140 人 (令和元年度)	30,000 人

※令和6年2月に環境センターが再稼働する予定を見込んでいる。

■ 目標達成に必要なそれぞれの役割

● 市の取り組み

1. ごみの減量と資源のリサイクル

- ① ごみの発生量を減らす
 - ・ 店舗等への簡易包装の呼びかけを行う
 - ・ 生ごみ減量機器の普及に努める
 - ・ 事業者に対するごみ減量の指導を行う
 - ・ ごみの排出量を集計して市民に公表する
- ② 資源を分別・リサイクルする
 - ・ 資源物の回収を進める
 - ・ 粗大ごみの再利用を進める
 - ・ 地域の集団回収運動を促進する
- ③ バイオマス資源を活用する
 - ・ 市内で発生するバイオマス資源を調査し、活用可能性を検討する
 - ・ 事業者に対してバイオマス資源活用の情報提供を行う

生ごみ消滅型容器「キエーロ」

底がなく、通気性を持った箱を畑や庭の上において、土の微生物の力で生ごみを分解・消失させます。

密閉型の容器と異なり、水分が多い生ごみも処理でき、分解後の土は肥料として使用できます。

市ホームページで必要な材料と作り方、そしてベランダ用キエーロについても紹介しています。



2. 安全で衛生的なごみ処理の推進

- ① 環境センターを再稼働させる
 - ・ 環境負荷の低減、資源リサイクルを促進する
 - ・ 排気ガスなどの環境監視を行う
- ② 最終処分場を適切に運用する
 - ・ 市有の最終処分場について、浸出水の監視等を徹底する
 - ・ 最終処分場の延命化を検討する
 - ・ 最終処分先の長期的な確保について検討を行う
- ③ 災害時等の事業継続に向けた準備を行う
 - ・ 災害廃棄物処理計画に基づき、平時における準備を進める

3. 散乱ごみ、不法投棄のない美しいまちづくり

- ① 地域の美化を進める
 - ・ 地域の清掃活動を支援する
- ② 散乱ごみ対策を進める
 - ・ 「湖西市美しい生活環境を確保する条例」に基づく取り組みを進める
(販売者や土地所有者への指導、ペットの飼い主に対する指導等)
- ③ 不法投棄対策を進める

- ・不法投棄パトロールを実施する
- ・市内事業者等に対して、発見時の通報を依頼する

●市民に求められる役割

1. ごみの減量と資源のリサイクル

- ・マイバッグやマイボトルを使用する
- ・過剰な容器包装を断る
- ・分別ルールに従って、資源を分別排出する
- ・ものを長く使う、繰り返し使う
- ・生ごみの水切りを徹底する

2. 安全で衛生的なごみ処理の推進

- ・分別ルール・マナーを守る

3. 散乱ごみ、不法投棄のない美しいまちづくり

- ・地域の美化活動への参加
- ・不法投棄発見時の通報

●事業者求められる役割

1. ごみの減量と資源のリサイクル

- ・資源の店頭回収への協力
- ・事業活動で出た資源のリサイクル

2. 安全で衛生的なごみ処理の推進

- ・産業廃棄物と一般廃棄物の分別の徹底
- ・産業廃棄物の適正な処理

3. 散乱ごみ、不法投棄のない美しいまちづくり

- ・事業所周辺の美化清掃
- ・不法投棄監視への協力

■地域循環共生圏の確立にむけた連携

●浜松市・豊橋市と

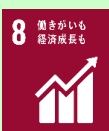
- ・不法投棄の監視・連絡体制を構築する
- ・バイオマス資源（木質、畜産）の活用方法を研究する

●その他自治体（裾野市、木曽町、登米市、蕨市、大和町など）と

- ・災害発生時の相互支援体制を構築・維持し、いざという時に備える。

基本方針3

〔自然環境〕



豊かな自然を守ろう。作ろう。楽しもう。

■目標とその達成にむけた取り組み

目標	目標達成にむけた取り組みの方針
1. 自然の保護	①貴重な自然の保護 ②自然がもつ多面的機能の保全 ③鳥獣の適切な保護
2. 花と緑のあふれるまちづくり	①こさい花いっぱい運動の推進 ②都市緑化の推進
3. 生物多様性※の保全	①生息環境の保全と創造 ②外来生物対策の推進
4. 文化財の保護と活用	①文化財の指定・保全・補修 ②文化財の公開と情報発信
5. 湖西の自然の活用	①ハイキングコースの整備 ②サイクルツーリズムの支援

※生物多様性

多種多様な生物（動物や植物）が存在して、複雑な関係のなかで、相互に影響しあっている状態を表します。

多様性のなかで生み出される恵みを、私たちは受けて生きています。

また、多様性があることで、環境の変化に対してもバランスを保つことができ、恵み豊かな自然を維持できるようになっています。

■目標の評価に用いる指標

指標	現況	目標 (令和14年度)
都市公園面積（市民一人当たり）	5.8 m ² (令和元年度)	6.0 m ²
花いっぱい運動花苗配布本数	312,070 本 (令和元年度)	315,000 本
観光入込客数	677,299 人 (令和元年度)	700,000 人

■ 目標達成に必要なそれぞれの役割

● 市の取り組み

1. 自然の保護

① 貴重な自然の保護

- ・ トキワマンサク群生地及び周辺地域を管理する
- ・ アカウミガメ産卵地の実態把握と車両乗り入れ規制を実施する

トキワマンサク北限群生地

トキワマンサクは、日本では3カ所しか自生しておらず、本市神座のトキワマンサク群生地は、その北限で、かつ国内最大級です。

「トキワマンサク北限群生地」として、昭和52(1977)年12月20日に静岡県天然記念物に指定されています。トキワマンサク里づくり推進会など、地元の取り組みによって、周辺の整備やトキワマンサクまつりの開催などが行われています。



② 自然がもつ多面的機能の保全

- ・ 治山事業を実施する
- ・ 農地・水路・林道の整備を進める
- ・ 耕作放棄地を減らす
- ・ 耕作放棄地を有効活用する
- ・ 市民農園の利用を促進する
- ・ ため池の維持管理を行う

農地や森林が持つ多面的機能

農地や農村、森林は、米や野菜などを生産する場所としてだけではなく、様々な機能を通じて、私たちの生活を安全に、そして豊かにしてくれています。

農地などが持つ様々な価値を理解し、機能を維持していく必要があります。



農林水産省ホームページ (https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo_kinou/index.html) より

耕作放棄地の活用例「前向花畑」

2.6haの耕作放棄地が、NPO法人が中心となって花畑として整備されています。

菜の花、ひまわり、コスモスが満開になるときにはイベントが開催されています。

また、インターネットを通じて、ひまわりなどのオーナーを全国から募集しています。



NPO法人 ハピネス湖西 facebook (<https://ja-jp.facebook.com/happinesskosai/>) より

③鳥獣の適切な保護

- ・鳥獣害対策を進める
- ・狩猟等による個体数の調整を行う

2. 花と緑のあふれるまちづくり

①こさい花いっぱい運動の推進

- ・花苗の育成と配布を進める
- ・緑花フェアを開催する
- ・緑地の維持管理に対して支援する

②都市緑化の推進

- ・ブロック塀の生け垣への転換を補助する
- ・事業所への敷地緑化を啓発する
- ・緑のカーテン運動を推進する

3. 生物多様性の保全

①生息環境の保全と創造

- ・耕作放棄地を減らす
- ・ため池の維持管理を行う
- ・生活排水処理を推進する

②外来生物対策の推進

- ・市民からの通報を受付け、集約する
- ・ため池の維持管理を行う
- ・一斉駆除を実施する
- ・ペット飼い主に対する意識啓発を行う

「特定外来生物」をこれ以上増やさないためのルール

- ①入れない： もともと地域にすんでいなかった生き物を持ち込まない
- ②捨てない： 飼っている生き物を最後まで責任を持って管理する
- ③拡げない： 放流したり移植したり、特定外来生物を移動させない

特定外来生物：日本以外から国内に持ち込まれた「外来生物」のうち、特に地域の生態系や農林水産業等に悪影響を及ぼす可能性が高いとして法律に基づいて指定されたもの。

4. 文化財の保護と活用

①文化財の指定・保全・補修

- ・文化財の調査と指定を行う
- ・天然記念物の保全を進める
- ・文化財の保全・補修に対して支援する
- ・伝統芸能等の保全・継承を支援する

②文化財の公開と情報発信

- ・パンフレット等の文化財の情報発信を行う
- ・市内の祭礼の公開を支援する

5. 湖西の自然の活用

①ハイキングコースの整備

- ・階段や表示などの維持管理を行う
- ・維持管理における地域の伐採木や竹を活用する

②サイクルツーリズムの支援

- ・サイクルステーション設置への支援を行う
- ・自転車の休憩場所（Bicycle Pit）等の充実と広報を行う
- ・天竜浜名湖鉄道や浜名湖遊覧船と連携したサイクルツーリズムを開発する
- ・自転車利用者向けの交通法規啓発を行う

「ハマイチ」浜名湖一周サイクリング

浜名湖の周囲の長さは、汽水湖の中で日本一です。

その浜名湖の穏やかな波打ち際近くを走る、一周約 67km のサイクリングコースがあり、そのコースを自転車で走破することを「ハマイチ」といいます。

サイクリングコースには、浜名湖を一周する「ハマイチコース」のほか、湖西市の里山を走る「ハマイチ・グリーンコース」など3つのサブコースが設定されています。コース沿いには休憩所（Bicycle Pit）があり、飲食店や宿泊場所などと一緒にパンフレットで紹介されています。



ハマイチ WEB ホームページ (<http://www.hamanako-ct.jp/index.html>) より

●市民に求められる役割

- ・市で生産された農産物・畜産物を購入する
- ・地域の緑地や森林の管理活動に参加する
- ・敷地内の緑化（生け垣、屋上緑化）や花壇づくりを進める
- ・親水公園などで自然と親しむ

●事業者求められる役割

- ・市で生産された農産物・畜産物を購入する
- ・事業所敷地の緑化を進める（植樹、屋上緑化、壁面緑化）

■地域循環共生圏の確立にむけた連携

●浜松市と

- ・サイクルツーリズムの推進にむけた、施設や広報の充実

●浜松市・豊橋市と

- ・外来生物の侵入について、確認状況の情報交換

基本方針4

[地球環境]



世界の人々と、地球を未来へ。

■ 目標とその達成にむけた取り組み

目標	目標達成にむけた取り組みの方針
1. 地球の温暖化を抑える (緩和策)	①市による率先的取り組み ②市民・事業者による取り組みの促進 ③再生可能エネルギーの活用 ④公共交通の利便性向上
2. 温暖化の悪影響を抑える (適応策)	①情報収集と農林漁業への提供 ②風水害に対する防災・減災の取り組み
3. その他の地球環境問題 への対応	①マイクロプラスチック対策 ②代替フロン対策

※マイクロプラスチック

非常に小さいプラスチックの粒や破片のこと。

工業用に使われる最初から小さいプラスチックのほか、陸地や海で捨てられたプラスチックが劣化して細かくなったものがあります。

海中をただようマイクロプラスチックを、魚などの生物が体に取り込むことで、そのマイクロプラスチック自体や、吸着した化学物質によって悪影響を受けることが懸念されています。

また、長期的には、それらの生物を食べることで、人間の健康にも悪影響が生じる可能性があります。

■ 目標の評価に用いる指標

指標	現況	目標 (令和14年度)
市有施設からの温室効果ガス排出量	10,900 トン CO ₂ (令和元年度※)	6,500 トン CO ₂
市職員のノーカーデー参加率	80.9% (令和元年度)	95.0%
地球温暖化防止対策の学習会参加者数 (令和元年度からの延べ人数)	405 人 (令和元年度)	5,700 人

※温室効果ガス排出量算出に当たり、国が公表する「都道府県別エネルギー消費統計」速報値を使用するため、平成29年度の数値となる。

■ 目標達成に必要なそれぞれの役割

● 市の取り組み

1. 地球の温暖化を抑える（緩和策）

① 市による率先的取り組み

- ・湖西市地球温暖化対策実行計画を推進する
- ・公共施設の適正化（統廃合、立地適正化）等によりエネルギー効率を高くする
- ・街路灯や公園灯のLED化を進める
- ・設備や車両の省エネ化を進める

② 市民・事業者による取り組みの促進

- ・低公害車・低燃費車の普及を促進する
- ・長期優良住宅の普及を促進する
- ・ZEH、ZEBの普及を促進する
- ・静岡県建築物環境配慮制度を活用する
- ・電気製品等の省エネルギー性能を表示する制度を活用する
- ・ごみの発生抑制と資源物の分別を徹底する
- ・ISO14001 及びエコアクション 21 の普及を促進する

③ 再生可能エネルギーの活用

- ・公共施設での太陽光発電や太陽熱利用、風力利用を進める
- ・環境センターにおいて、ごみ発電やサーマルリサイクルを導入する
- ・再生可能エネルギーを使用した電力を選択する
- ・生活排水処理施設からのメタン回収など、未利用エネルギーの利用を検討する
- ・水素ステーションの設置を検討する

④ 公共交通の利便性向上

- ・コミュニティバスを充実させる
- ・デマンド型タクシーの導入を促進する
- ・駐輪場を整備する

2. 温暖化の悪影響を抑える（適応策）

① 情報収集と農業・漁業への提供

- ・温暖化による病虫害の変化に関する情報収集と提供を行う
- ・温暖化に適応した農産物や品種に関する情報収集と提供を行う

② 風水害に対する防災・減災の取り組み

基本方針 1 住みたい・住み続けたいまちを作ろう。

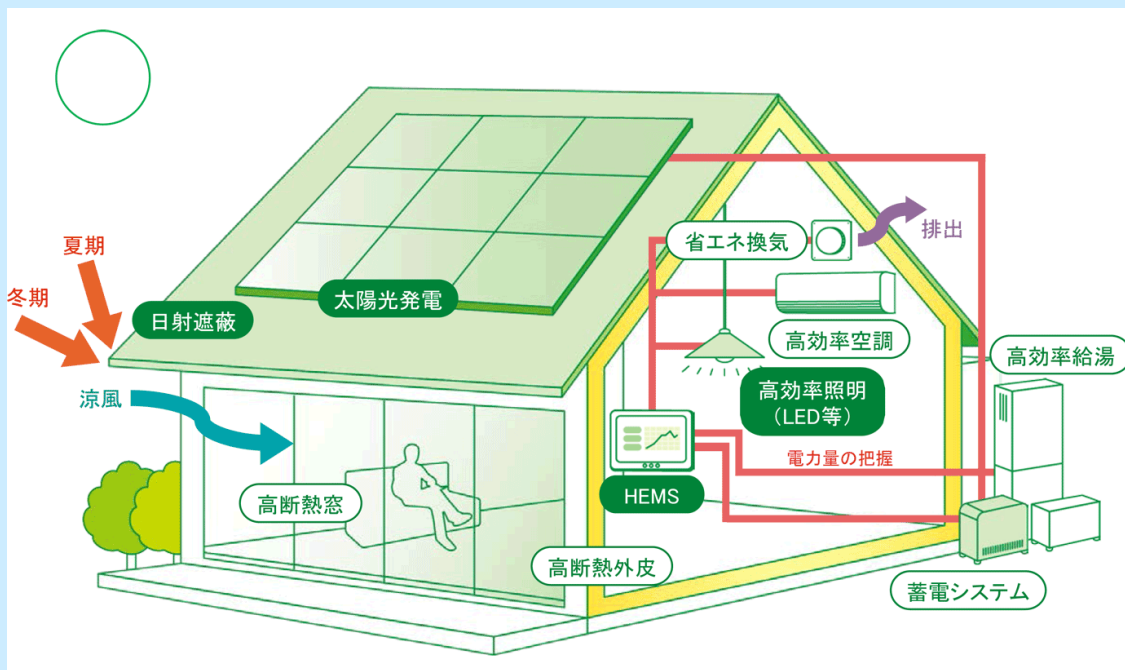
3. 安心できるまちづくり に準ずる取り組みを実行する

ZEH（ゼッチ）・ZEB（ゼブ）

ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。

ZEB（ゼブ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）は同様にビルなどの建物に対して使用する呼び方です。

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）のイメージ



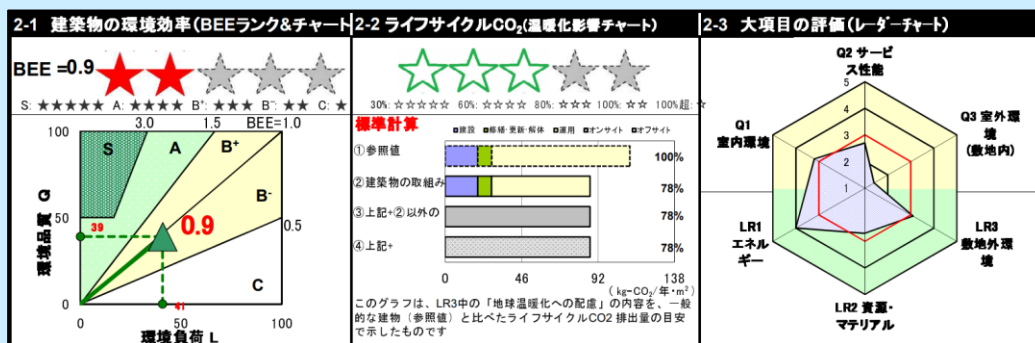
資源エネルギー庁ホームページ

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html) より

静岡県建築物環境配慮制度

床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物を建築しようとするときは、建築物に対する環境配慮事項を記した計画書と、評価システム（CASBEE 静岡）による評価結果を提出する義務が生じます。

この評価結果を公表することで、事業者の環境に対する取り組み状況について、市民が見て理解できるようになります。



静岡県ホームページ (<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-340/casbee/top.html>) より

電気製品等の省エネルギー性能を表示する制度

省エネ性能の表示対象となる製品（令和2（2020）年4月）

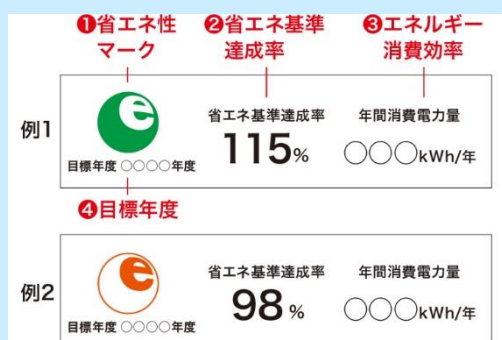
省エネラベルを表示	+ 年間の目安電気料金（燃料使用量）を表示	
		+ 多段階評価制度を表示 （統一省エネラベル対象製品）
パソコン、磁気ディスク装置、ストーブ、小型ルーター、L2 スイッチ、電気温水機器（ヒートポンプ式給湯器）	ガスコンロ、ガス温水機器、石油温水機器、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダー、電球	エアコン、照明器具、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気便座 ※下線は新ラベル対象製品

このほか、VTR は目安電気料金のみ表示対象

省エネラベル

「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に基づいて設定される省エネ基準の達成状況を表すラベルです。

省エネ基準は、製品の種類や区分（構造や能力等で分けられる）ごとに、基準設定時に商品化されている製品のうち「最も省エネ性能が優れている機器（トップランナー）」の性能以上に設定されます。



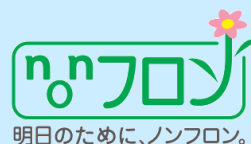
- ①省エネ性マーク
省エネ基準の達成率が 100% の製品はグリーン、100% 未満の製品はオレンジのマーク。
- ②省エネ基準達成率
省エネ基準の達成率を % で表しています。
- ③エネルギー消費効率
製品ごとに決められている測定方法によって得られた数値です。
- ④目標年度
省エネ基準を達成すべき年度で、製品や区分ごとに設定されています。

統一省エネラベル

小売事業者等が、製品本体やその近くに表示する、省エネ性能を示すラベルです。



- ①年度
ラベル内容の年度を表します。
- ②フロンマーク
ノンフロン電気冷蔵庫はノンフロンマークを表示。



- ③省エネルギーラベル
省エネ法に基づく性能を表示するラベル。
- ④年間の目安電気料金
エネルギー消費効率をわかりやすく年間の目安電気料金として表示しています。
- ⑤多段階評価
市販されている製品の省エネ基準達成率の分布状況から、省エネ性能を 5 段階（新ラベルでは 41 段階）で表しています。

省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>) より

電気機器等の効率的な使用方法

- 冷蔵庫
 - ・無駄な開閉を抑えるとともに、開閉は手早く行う。
 - ・食品の傷みに注意しつつ、適切な温度設定とする。
 - ・放熱スペースの確保のため、周囲と適切な間隔を空けて設置する。
- 照明
 - ・不要な照明をこまめに消灯する。
- テレビ
 - ・部屋の明るさに合わせた適切な明るさで視聴するとともに、視聴しない時はこまめに消す。
- 暖房
 - ・適切な室温管理をする（冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安とする）。
 - ・エアコンのフィルターは適切に清掃する。
 - ・新型コロナウイルス感染症を予防するため、換気扇や窓開放によって換気を確保する。
- 調理
 - ・ガスコンロは、炎が鍋底からはみ出さないように調節する。
 - ・炊飯器はタイマーを上手に使うなどにより、なるべく保温時間を短くする。
- 給湯
 - ・シャワーは不必要に流したままにしない。



3. その他の地球環境問題への対応

①マイクロプラスチック対策

- ・静岡県海洋プラスチックごみ防止「6 R 県民運動」を推進する

②代替フロン対策

- ・市所有の代替フロン使用機器を適切に管理し、廃棄時の回収を徹底する
- ・事業者に対して、代替フロン使用機器の法律に基づく管理を普及啓発する

●市民に求められる役割

- ・環境に配慮した生活を心がける
- ・環境に配慮した製品・サービスを選択する
- ・ごみの排出抑制と資源の分別排出を徹底する

●事業者求められる役割

- ・事業活動における省エネを進める
- ・環境に配慮した製品やサービスを開発して提供する
- ・ごみの排出抑制、資源の分別排出を徹底する
- ・代替フロン使用製品の定期点検と廃棄時の冷媒回収を行う

■地域循環共生圏の確立にむけた連携

●浜松市・豊橋市と

- ・浜名湖や三河湾へのプラスチックごみの流出を防ぐため、排出抑制や美化活動などで協力する

静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」

6つのR

REFUSE	レジ袋などの使い捨てプラスチックをことわあーる
RETURN	ごみの持ち帰り 店頭回収の利用
RECOVER	清掃活動への参加
REDUCE	ごみを増やさない工夫 マイボトル・マイバッグ
REUSE	資源の再利用 フリーマーケットなど
RECYCLE	分別して 再び資源として利用

具体的な行動

	市民の行動	事業者の行動
REFUSE	- 不要なレジ袋の提供は断る - 不要な使い捨てスプーンやフォーク、包装は断る	- レジ袋や使い捨てスプーンなどの要否の声掛けをする - プラスチック製のレジ袋やストロー、スプーン等を代替素材へ切り替える
RETURN	- プラスチック容器の店頭回収を利用する - クリーニングハンガーはお店に戻す - プラスチックごみを持ち帰る、ポイ捨てしない	- プラスチック容器を店頭回収する種類や店を増やす - 外出時や、河川・海岸でのレジャー時のごみの持ち帰りやポイ捨て防止を呼び掛ける
RECOVER	- 地域で開催される河川・海岸清掃活動へ参加する - 落ちているごみを見つけたら拾う	- 企業の従業員や団体の会員などに、地域で開催される河川・海岸清掃活動への参加を呼び掛ける - プラスチックごみの流出防止のための、企業などの独自の清掃活動を実施する
REDUCE	- マイバッグ・マイボトルを携行する - イベントにマイ食器を持っていく	- マイバッグ・マイボトルの携行を呼び掛ける - イベントでリユース食器を利用する - イベントでマイ食器持参を呼び掛ける
REUSE	- 容器などを繰り返し使う - クリーニングハンガーはお店に戻す	- 容器などを繰り返し使う - クリーニングハンガーはお店に戻すよう呼び掛ける
RECYCLE	地域や市町のルールに従って分別し、プラスチックごみはリサイクルする	プラスチックごみは分別し、リサイクルするよう呼び掛ける

静岡県ホームページ (https://r-kurashi.machipo.jp/shizuokaken_6R.html) より

基本方針5 〔環境市民〕



学ぼう。考えよう。行動しよう。

■目標とその達成にむけた取り組み

目標	目標達成にむけた取り組みの方針
1. 環境を知る機会を増やす	①環境学習拠点の充実 ②環境に関する情報発信
2. 環境について考える機会を増やす	①体験型環境学習の実施 ②環境学習の人材育成と登録
3. 環境市民を増やす	①協働による保全活動の推進 ②ボランティア活動への支援

■目標の評価に用いる指標

指標	現況	目標 (令和14年度)
環境学習参加者割合 (令和元年度からの延べ人数/年度末人口)	2.7% (令和元年度)	40.8%
(再掲) 地域美化活動参加者数	26,140 人 (令和元年度)	30,000 人

■ 目標達成に必要なそれぞれの役割

● 市の取り組み

1. 環境を知る機会を増やす

① 環境学習拠点の充実

- ・ 地域学習拠点における環境ライブラリづくりを進める

② 環境に関する情報発信

- ・ 市ホームページの環境情報を充実させる
- ・ 観光パンフレット等での環境配慮の呼びかけを行う
- ・ 消費生活に関する情報提供、相談窓口を充実させる

2. 環境について考える機会を増やす

① 体験型環境学習の実施

- ・ 市民参加型の環境調査を実施する
(水質調査、川のごみ調査、川の生き物調査、ため池の生き物調査 等)
- ・ 青少年の科学体験に環境学習を盛り込む
- ・ 市民団体等が開催する体験学習を広報する

川の生き物からわかる、川的环境

川には、魚だけでなく、虫の幼虫や貝など、様々な生き物が生息しています。

それらの生き物たちは、自分たちが好む環境（水のきれいさや、流れの速さなど）で数を増やし、それ以外の環境では見られないという特徴があります。

そのため、川の生き物の種類や数を調べることで、その川がどのような環境かを調べることが出来るのです。

一般的に、極端にきれいでも汚くもない水が、生き物にとって好ましい環境であり、多くの種類の生き物が生息します。逆に、水が極端に汚いなど、悪い環境のもとでは、種類が少なくなるかわりに、その環境に耐えることができる特定の生き物だけが大量に存在するようになります。



ヘビトンボの幼虫
(きれいな水の指標)



サワガニ
(きれいな水の指標)



ユスリカの幼虫
(汚い水の指標)

②環境学習の人材育成と登録

- ・ こどもエコクラブの参加呼びかけを行う
- ・ 生涯学習人材登録リスト「達人録」を充実させる
- ・ 出前講座を開催する

3. 環境市民を増やす

①協働による保全活動の推進

- ・ 市民参加型の保全活動を推進する
- ・ 市民や市民団体からの協働の呼びかけに対応する

②ボランティア活動への支援

- ・ 市ホームページでボランティア団体等を紹介する
- ・ 清掃活動などへの資材の支援や、活動で出たごみの処理を行う

●市民に求められる役割

- ・ 環境学習や環境保全活動に参加する

●事業者求められる役割

- ・ 環境学習や環境保全活動に参加する
- ・ 事業所で実施している環境配慮の内容をホームページ等でPRする

■地域循環共生圏の確立にむけた連携

●浜松市と

- ・ 浜名湖を中心とする地域学習で協力体制を構築する
- ・ 浜名湖の水をきれいにする会の活動を支援する

●豊橋市と

- ・ 包括連携協定を結んでいる豊橋技術科学大学や、豊橋自然史博物館と環境学習に関する協力体制を構築する
- ・ アカウミガメ産卵地の観察会など、遠州灘の自然保護活動を協力して行う

重点プロジェクト

計画のシンボルとなり、率先的・横断的に特に力を入れていく「重点プロジェクト」
として、以下の3つを定め、取り組みを進めていきます。

プロジェクト1

令和12（2030）年までに資源化率を34.7%にする。

プロジェクト2

令和22（2040）年までに悪臭苦情をゼロにする。

プロジェクト3

令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする。

プロジェクト1

令和12(2030)年までに資源化率を34.7%にする。

■背景

令和元(2019)年5月31日、国は、プラスチック資源循環戦略を公表しました。

この戦略には、具体的な中間目標(メルクマール)が示されており、リユース・リサイクルに関しては、「令和12(2030)年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル」、「令和17(2035)年までに使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用」といった目標が設定されています。

また令和2(2020)年7月21日には、経済産業省と環境省が有識者会議の場において「プラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括回収しリサイクルする」という方針を示しました。

プラスチック類の収集・資源化については、今後大きな変化が訪れることが予想され、本市においてもその変化への対応準備が求められます。

■取り組み

●プラスチック資源の一括回収に向けた準備

- ・可燃ごみ組成の実態調査
- ・プラスチック資源回収に関する情報収集
- ・市の収集方法に関する検討
- ・市民への周知等、収集の準備

●環境センターにおける未利用エネルギー等の使用

- ・ごみ発電の検討
- ・廃熱の有効利用方法の検討及び実施
- ・焼却灰のリサイクル実施

●ごみ総排出量の削減

- ・賢い選択(COOL CHOICE)により使い捨てをやめる
- ・食べ切り運動や、堆肥化による、生ごみの削減

■スケジュール

取り組み	令和3(2021)～ 令和5(2023)	令和6(2024)～ 令和8(2026)	令和9(2027)～ 令和12(2030)
プラスチック資源の分別収集に向けた準備	←→		
環境センターにおける未利用エネルギーの使用		←→	←→
ごみ総排出量の削減	←→	←→	←→

プロジェクト2

令和 22(2040)年までに悪臭苦情をゼロにする。

■背景

本市においては、市内及び隣接する豊橋市にある畜産事業所からの悪臭について、多くの苦情が寄せられています。

事業所側でも様々な対策が取られてきていますが、市民モニタリングによる悪臭の確認や、苦情は無くなっていません。

本市において、職住近接を基本とした人口減少対策を進める上でも、生活環境の質の向上は不可欠です。

また、畜産は本市を代表する産業の一つであり、市を発展させていく上では、この畜産業も盛り上げていくことも不可欠です。

本市において悪臭対策は、市、事業者、市民が力を集めて取り組んでいくべき、重要な課題です。

■取り組み

●悪臭に関する規制基準の見直し

- ・市内事業所の敷地境界における臭気測定
- ・基準見直しに関する関係者間での話し合い
- ・基準導入にあたっての事業者への支援策の検討

●湖西市方式の悪臭対策の研究

- ・市内で発生する竹や果樹の木材チップの活用
- ・家畜排せつ物の集中・共同処理の検討
- ・市民と畜産事業者との交流の場づくり

●豊橋市との公害防止連携強化

- ・公害苦情発生時の通報ルートの確立
- ・公害防止対策に関する情報交換

■スケジュール

取り組み	令和 3(2021)～ ～令和 9(2027)	令和 10(2028)～ 令和 16(2034)	令和 17(2035)～ 令和 22(2040)
悪臭に関する規制基準の見直し	←→		
湖西市方式の悪臭対策の研究	←→	→	→
豊橋市との公害防止連携強化	←→		

プロジェクト3

令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする。

■背景

令和2(2020)年11月3日現在、23都道府県、91市、2特別区、43町、10村が「令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明しており、静岡県内では浜松市と御殿場市が表明を行っています。

また、令和2(2020)年10月26日、菅首相は、所信表明演説の中で、「温室効果ガス排出量を令和32(2050)年までに実質ゼロとする」という目標を宣言しました。

今後は、この目標に向けて、温暖化対策が加速していくと考えられ、本市においても足並みを揃えて温暖化対策に取り組んでいくことが求められています。

■取り組み

●削減可能性（ポテンシャル）の調査

- ・市内の未利用エネルギーの利用可能性調査
(ごみ処理廃熱、下水汚泥、下水熱、風力、小水力、太陽光、太陽熱 等)
- ・緑化による二酸化炭素固定の可能性調査
(森林の育成と使用による固定、都市部の緑化による固定)

●二酸化炭素の排出削減

- ・未利用エネルギーの利用
- ・プラスチック資源のリサイクル
- ・地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）の策定と実行

●二酸化炭素の固定

- ・国産材の積極的利用
- ・市内の緑化推進

■スケジュール

取り組み	令和3(2021)～ 令和12(2030)	令和13(2031)～ 令和22(2040)	令和23(2041)～ 令和32(2050)
削減可能性（ポテンシャル）の調査	↔		
二酸化炭素の排出削減	←	→	→
二酸化炭素の固定	←	→	→



第5章 望ましい環境像の実現に向けた取り組み

第6章 地球温暖化対策の推進

【地球温暖化対策実行計画（事務事業編）】

第1節 計画の目的と位置づけ

本章では、市の事務及び事業にともなって排出する温室効果ガスについて、その削減目標や具体的取り組み項目を計画としてとりまとめています。

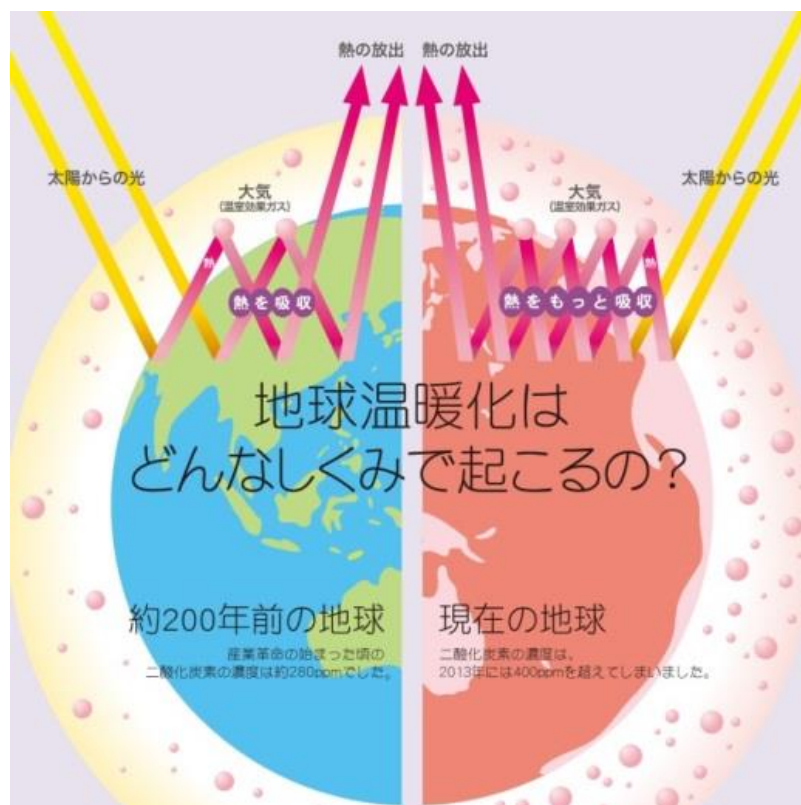
この地球温暖化対策実行計画は、第3次湖西市環境基本計画の実施計画の一つであり、また、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体による実行計画でもあります。

市自らが、一つの事業者として率先的に取り組むことによって、地球温暖化対策に寄与するとともに、市民や事業者による自主的な取り組みを促進することを目的としています。

第2節 計画策定の背景

1. 地球温暖化問題の現状

地球温暖化とは、人間活動によって排出される温室効果ガスが増加し、大気中のこれらのガス濃度が上昇、地球の表面から放出される熱をより吸収するようになることで、地球全体の平均温度が上昇する現象のことを表します。



この図は温室効果ガスのメカニズムを簡略化してあらわしたものです。
 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ (<http://www.jccca.org/>) より
 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

20 世紀半ば以降に起きている極点での氷河の融解や海面水位の変化、極端現象（異常気象）などは、地球温暖化により引き起こされている可能性が高く、人為起源の温室効果ガスの排出が、温暖化の支配的な原因であるとされています。

今後、現状を上回る対策をとらなかった場合、21 世紀末には地球の平均気温が 20 世紀末と比べて 2.6℃～4.8℃上昇し、気候変動のリスクがさらに高まると考えられています。

これにより将来的に主要穀物の収量低下、海洋生態系へのリスク、高潮や海岸浸食、干ばつ・洪水の二極化を引き起こすことが懸念されており、温室効果ガス削減（緩和）と気候変動の影響への適応が求められています。



IPCC 第 5 次評価報告書より

気候変動による将来の主要なリスク

2. 温室効果ガス排出量の現状

日本の温室効果ガスの排出量（平成 28（2016）年度確報値）は、13 億 700 万トン（CO₂ 換算）であり、前年度と比べ 1.2%、平成 17（2005）年度と比べて 5.2%減少しました。部門別排出量では、排出量が最も大きい「産業部門」（工場等）では平成 17（2005）年度と比べて 10.4%、「運輸部門」（自動車等）では 11.9%、オフィスなどの「業務その他部門」では 1.2%それぞれ減少しました。一方、「家庭部門」では 8.2%増加しています。



温室効果ガスインベントリオフィスより

日本における温室効果ガス排出量の推移（平成 2(1990)–平成 28(2016) 年度）

3. 温室効果ガス排出量に関する目標

平成 27（2015）年 11 月には、パリで COP21 が開催され、令和 2（2020）年以降の法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命前から 2℃未満に抑えることを世界共通の長期目標とすることに加え、より厳しい水準である 1.5℃未満に抑える努力を行うことについても言及され、各国の貢献案（NDC）を 5 年ごとに更新・提出すること等が定められています。

このパリ協定を受け、政府は、平成 28（2016）年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

中期目標として、令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26.0%削減（平成 17（2005）年度比 25.4%削減）を明記し、さらに、令和 32（2050）年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとしています。

- 令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26.0%削減（平成 17（2005）年度比 25.4%削減）
- 「業務その他部門」は約 4 割削減の必要性
- 令和 32（2050）年までに 80%の温室効果ガス排出削減を目指す

第3節 本市の事務及び事業による温室効果ガス排出量

1. 二酸化炭素排出量

令和元（2019）年度の本市の事務事業による二酸化炭素排出量は 10.9 千トン-CO₂ でした。

二酸化炭素排出量の約 75%が電気使用に由来するものであり、排出削減を進める上では、この電気使用量を削減することが最も重要といえます。

また、A重油の使用によるものが全体の約 18%ありました。使用している施設に限られていることから、これらの特定の施設における対策も排出削減に有効であると考えられます。

総排出量	エネルギー源別割合		主な使用施設
10.9 千トン-CO ₂	電気	75.36 %	全施設
	A重油	18.13 %	アメニティプラザ、湖西病院
	L P G	2.70 %	湖西病院、岡崎小学校、 岡崎中学校、鷺津小学校
	ガソリン	1.42 %	消防署、公用車
	灯油	1.13 %	火葬場、新居斎場
	軽油	1.02 %	湖西病院、消防署、環境センター 廃棄物処分場、公用車
	都市ガス	0.24 %	健康福祉センター

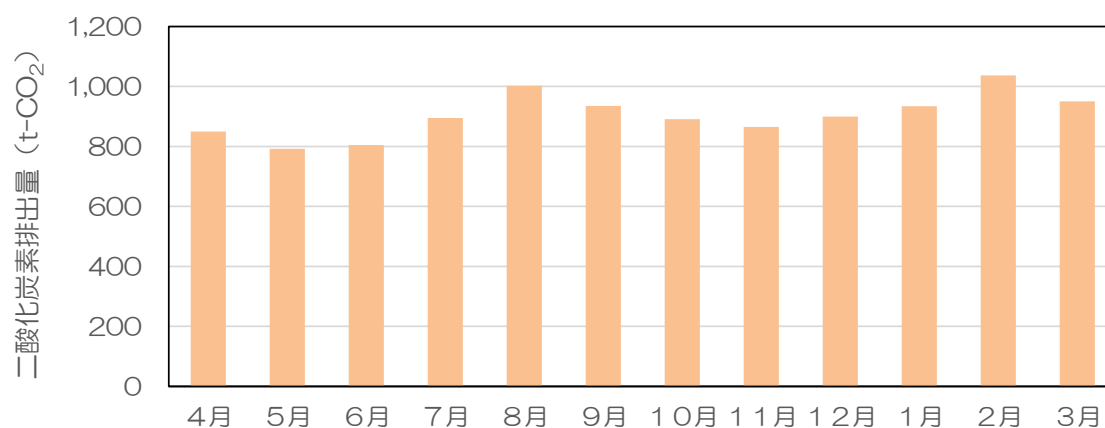
温室効果ガス排出量速報値より作成

2. 月別排出量

二酸化炭素排出量を月別でみると、夏と冬にそれぞれ空調による影響と考えられる増加が見られます。

季節の影響が小さく、月間排出量が最も少ない5月を基盤的な排出量として仮定すると、年間排出量の約 88%がこの基盤的な排出が占め、残りの約 12%が空調など季節性の排出であると考えられます。

二酸化炭素排出量を大幅に削減するためには、毎日の活動における省エネや、施設自体のエネルギー効率の向上といった、基盤的な排出量の削減に繋がる取り組みが重要です。



温室効果ガス排出量速報値より作成

第4節 温室効果ガス排出量の削減目標

1. 削減の方針

国の「地球温暖化対策計画」に基づき、温室効果ガス排出量の大幅な削減を果たすために、「湖西市地球温暖化対策実行計画」を事務事業における省エネルギー対策の中長期的な実行計画として位置づけます。

また、事務事業における省エネルギー活動に加え、老朽化した施設設備の高効率機器への更新や、設備運転の工夫・管理などの運用改善にも取り組み、温室効果ガスの削減を目指すとともに、公共施設等総合管理計画と連携した推進体制を構築します。

- ・CO₂ マイナス 40%の国の目標に準じた、中長期な実行計画とする。
- ・設備の更新や運用改善などを含めた実効性を重視した取組内容を位置づける。
- ・公共施設等総合管理計画と連携した実行性のある取組内容及び計画の推進体制とする。

2. 対象とする範囲

湖西市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の対象範囲は、本市の全ての事務事業とします。

- 市の庁舎、市の所有する施設、市が借りている施設等で、市の組織が使用しているもの（指定管理者制度導入施設を含む。当該施設のうち、市の組織の占有部分に限る。）を対象とする。
- 市の事務事業に関連する以下の事業者及び各種団体については、本計画への協力を要請する。
 - ・市所有の庁舎、施設等に常駐する事業者及び各種団体
 - ・市の公共工事を請け負う事業者
 - ・市からの補助金等の交付を受けて実施するイベント等の主催者

3. 対象とする温室効果ガスの種類

目標設定で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、市における排出実態を踏まえて、排出量の大半を占める二酸化炭素を対象とします。

このほかのガスについては排出量が少ないか、排出していないため、目標設定の対象ガスから除外します。

ただし、環境センターにおいてごみの焼却処理を再開した場合や、下水処理施設の増改築により処理量が増加した場合は、その処理に伴うメタンと一酸化二窒素の増加が見込まれることから、この2つのガスを含めた上での排出量の把握と目標の再検討を行います。

地球温暖化対策推進法の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの特徴

国連気候変動枠組条約と京都議定書で取り扱われる温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数※	性質	用途・排出源
CO₂ 二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
CH₄ メタン	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
N₂O 一酸化二窒素	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
HFCs ハイドロフルオロカーボン類	1,430など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
PFCs パーフルオロカーボン類	7,390など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
SF₆ 六フッ化硫黄	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
NF₃ 三フッ化窒素	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

※京都議定書第二約束期間における値

参考文献：3R・低炭素社会検定公式テキスト第2版、温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

4. 計画期間

本計画は、「第6次湖西市総合計画」との整合性を図り、令和3（2021）年度から令和15（2033）年度までの13年間を計画期間とします。また、総合計画の基本計画期間に合わせて、令和7（2025）年度及び令和11（2029）年度にそれぞれ見直しを行います。

5. 削減目標

本市の事務事業による温室効果ガス排出量を、令和15（2033）年度までに、平成29（2017）年比で40%削減する。

第5節 目標達成に向けた取り組み

1. 公共施設の再配置による効率化

本市においては、必要な行政サービスを将来世代まで提供することを目的として、「湖西市公共施設等総合管理計画（平成28（2016）年3月）」及び「湖西市公共施設再配置個別計画（平成30（2018）年2月）」に基づいて、公共施設の更新・統廃合・長寿命化を進めています。

また、これらの取り組みは、市における資源・エネルギー消費量の削減、ひいては温室効果ガス排出量の削減にもつながります。

計画の終了時点（令和27（2045）年）における公共施設面積の縮減率は、平成28（2016）年度比で約11%となり、さらなる再編計画の検討により20%を目指すとしています。

この公共施設のスマート化による省資源・省エネルギーが見込まれるほか、施設の更新や改修により、省エネ型の設備導入が進み、さらなる省資源・省エネルギーと、温室効果ガスの排出削減ができると考えられます。

再配置方針	主な施設名
廃止	新居温水プール、市営火葬場、 内山保育園・新居保育園（新居幼稚園・こども園として集約）
統合	新居弁天わんぱくランド（アメニティプラザと複合化検討）、 消防本部（南分署と統合）
改修	中央図書館、アメニティプラザ、湖西運動公園、 小学校・中学校、環境センター

2. 排出量が多い施設における削減方策

病院や下水処理施設など施設の性格上24時間の連続稼働が行われる施設では、資源・エネルギー消費量が多くなります。

これらの施設については、設備更新時においてエネルギー効率が高いものを選択することで、その後の継続的な省エネにつながります。

また、ごみや下水、し尿などの処理施設には、処理時の廃熱を有効利用したり、汚泥からメタンを回収したりといった、未利用エネルギーの利用可能性があります。

単独での温室効果ガス排出量が多い施設については、これらの省エネルギー化と未利用エネルギーの利用を検討し、可能なものから実行します。

施設名	施設の種類	取組方針
湖西病院	病院	施設の省エネルギー化
新居浄化センター	下水の終末処理施設	施設の省エネルギー化 未利用エネルギーの活用
湖西浄化センター		
衛生プラント		
環境センター	ごみ処理施設	

3. そのほか事務事業に関する取り組み

3.1. 全職員による取り組み

- ①空調の利用
 - ・温度及び湿度の設定を適正化する
 - ・使用していない部屋の空調停止を徹底する
 - ・適切な空気循環を確保する
- ②照明の利用
 - ・不要な場所・時間帯の消灯を徹底する
- ③OA 機器の利用
 - ・休日夜間の電源オフを徹底する
- ④エレベーターの利用
 - ・2 アップ 3 ダウン運動を推進する（2 階上がる、3 階下がる移動は階段を使う）
- ⑤公用車利用
 - ・エコドライブ 10 を実践する

3.2. 設備機器の運用改善

- ①設備機器の適切な保守と運用
 - ・照明設備、空調・換気設備、熱源設備、動力設備等の定期的な点検・清掃・保守を実施し、機器の性能や運転効率を維持する。
 - ・機械室や倉庫などにおいて、換気扇の作動設定温度を適切に設定する。
 - ・冷暖房の適切な温度管理（夏季 28℃、冬季 20℃）を徹底する。
 - ・窓ガラスへの遮熱シート貼付、緑のカーテンの育成等により、日射による夏期の室温上昇を抑制し、空調効率の向上を図る。

3.3. 設備機器等の導入・更新における賢い選択（COOL CHOICE）

- ① グリーン購入・グリーン契約等の推進
 - ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努める。
- ② 照明設備
 - ・新築・改修時には、原則として LED 照明を導入する。
 - ・既存の室内照明や誘導灯、屋外灯について、順次 LED 照明などの高効率照明ランプへの切替を行う。
 - ・照明点灯範囲の細分化や人感センサー、昼光センサーの導入等を図る。
- ③ 空調設備
 - ・高効率タイプの空調設備を導入する。
 - ・利用状況等に応じて、設備の規模や方式を見直す。
 - ・ポンプ、ファンをインバータ制御とする。

- ④ 給湯設備
 - ・給湯機器を高効率タイプ（空冷式ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯器等）へ更新する。
 - ・利用状況等に応じて、設備の規模や方式を見直す。
- ⑤ 公用車
 - ・環境負荷の少ない仕様の車両を導入する。特に電気自動車等の次世代自動車を積極的に導入する。
 - ・リース契約を活用し、常に最新の環境性能を有する自動車を配置する。
 - ・公用車の使用状況を把握し、配置や台数を適正に保つ。
- ⑥ 自動販売機
 - ・省エネルギー型・災害対応型の自動販売機へ切り替える。
- ⑦ その他
 - ・建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。
 - ・国等の市町村を対象とした環境保全に関する補助制度や支援制度の情報を収集し、その活用を検討することにより、全庁的な取組の強化を図る。

3.4. 再生可能エネルギーの活用

- ① 再生可能エネルギーの導入
 - ・建築物を建築する際には、原則として太陽光発電設備の設置等、再生可能エネルギーの導入を図る。
 - ・既存公共施設への太陽光発電設備や太陽熱利用設備等の設置を推進する。
 - ・バイオマス発電又は同エネルギーの利用、地中熱・下水熱の利用、小水力発電の導入等を検討する。
- ② 環境配慮契約の推進
 - ・再生可能エネルギーや未利用エネルギーの割合が高く、CO₂排出係数の低い電力の調達を推進する。

3.5. 職員に対する啓発等

環境課が中心となって、市職員に対して以下の啓発等を行います。

- ① 意識啓発・高揚
 - ・「実行計画（事務事業編）」等の周知徹底を図る。
 - ・職員の地球温暖化対策への意識の啓発及び高揚を促す。
- ② 情報収集
 - ・設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助事業等に関する情報収集及び情報提供を行う。
 - ・省エネ診断やCO₂削減診断等に関する情報収集及び情報提供を行う。
- ③ 進行管理
 - ・各施設等のエネルギーデータに基づいて温室効果ガス排出量の算定、各種報告を行う。
 - ・各施設の地球温暖化対策に関する取組の支援を図る。
- ④ 情報公開
 - ・毎年度、取組結果を集計し、目標の達成状況を公表する。

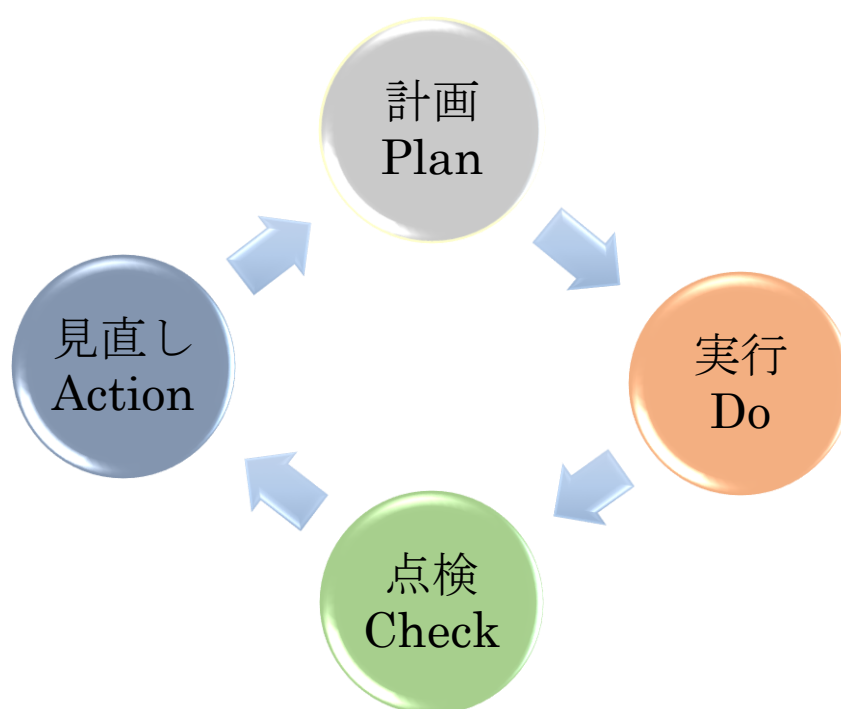
第7章 計画の推進体制と進行管理

第1節 確実な推進と継続的改善

環境基本計画の推進にあたっては、環境マネジメントの手法を活用します。

Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）のPDCAサイクルを回すことで、確実な推進と、取り組みや進め方の継続的な改善を行うことで、目標の達成を目指します。

また、Check（点検）の結果については、環境報告書としてまとめ、湖西市環境審議会において審議するほか、市ホームページ等で公開します。



段階	大きいサイクル	小さいサイクル
Plan（計画）	基本計画の策定・見直し	事業の計画
Do（実行）	取り組みの実行	事業の実施
Check（点検）	取り組みの実施状況や目標の達成状況の確認と評価	事業の効果の評価
Action（見直し）	基本計画の見直し	事業の改善検討

第2節 市の事業を実施する際の環境配慮

本計画に基づき、環境の保全に関する施策を進めるとともに、本市が実施する各種事業において、環境への配慮を盛り込みます。

- ①省資源や省エネルギーを考慮した設計
- ②メンテナンスのしやすさや長期利用を考慮した設計
- ③公共施設の敷地の緑化
- ④生物や生態系への影響を考慮した設計や施工
- ⑤工事などでの騒音・振動対策の実施

第3節 市民及び事業者の意見の反映

本市の環境の状況や、環境に関する取り組みの状況については、定期的に情報公開・情報提供を行います。

また、取り組みに市民・事業者意見を反映するため、また、市民協働を推進するため、市民、事業者、市民団体との意見交換の場を積極的に設けます。

資料編用

【まちづくりの目標 1 環境に対する意識を高める】

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時 平成 21 年度 (2009 年度)	現状値 令和元年度 (2019 年度)	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	達成 状況
環境意識の高揚	こどもエコクラブ参加者数	0 人 (新規)	61 人	100 人	○
	環境教育・環境学習会の参加者数 (累計)	2,799 人	12,210 人	6,000 人	◎
環境保全活動の推進	エコチャレンジ事業実施者数 (累計)	—	2,240 人	2,000 人	◎
	ISO14001 認証取得事業所数	—	22 社	43 社	×
	エコアクション 21 認証取得事業所数	5 社	11 社	25 社	×
	環境協定締結事業所数	—	19 社	25 社	×
	クリーン作戦等の参加者数	23,680 人	26,140 人	30,000 人	○
地球にやさしい 環境行動の推進	市庁舎及び公共施設からの 二酸化炭素排出量	13.2 千トン CO ₂ /年	10.9 千トン CO ₂ /年	11 千トン CO ₂ /年	◎

注) 達成状況 ◎: 達成 ○: 達成見込み・ほぼ達成 ×: 非達成 —: データ不足により評価できない

【まちづくりの目標 2 資源循環型社会を構築する】

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時 平成 21 年度 (2009 年度)	現状値 令和元年度 (2019 年度)	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	達成 状況
リユース・リサイクル の推進	廃棄物リサイクル率	18.0 %	39.5 %	41.0 %	×
	廃棄物最終処分量	861 トン	504 トン	440 トン	○
	リサイクル資源集団回収及び 古紙古布回収量	1,925 トン	2,286 トン	2,330 トン	○
リデュースの推進	廃棄物排出量 市民一人一日 当たり	1,085 g	959 g	810 g	×
	生ごみ堆肥化容器等購入補助 累計数	3,259 基	3,805 基	3,910 基	○
	生ごみ消滅容器「キエーロ」 配布累計数	—	902 基	890 基	◎

注) 達成状況 ◎: 達成 ○: 達成見込み・ほぼ達成 ×: 非達成 —: データ不足により評価できない

【まちづくりの目標 3 環境にやさしいエネルギーを活用する】

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時 平成 21 年度 (2009 年度)	現状値 令和元年度 (2019 年度)	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	達成 状況
省エネ対策と新エネルギーの利用促進	電灯電力量一契約一日当たり	10.4 kWh	—	8.5 kWh	—
	住宅用太陽光など発電設置 容量 ※10kw 未満の施設	1,500 kW	10,435 kW	12,800 kW	○
	省エネ機器などの補助件数	207 件	986 件	1,000 件	○
	太陽光発電システムの補助 件数	346 件	廃止	1,850 件	—
	市役所ノーカーデー実施率	—	80.85 %	95 %	×

注) 達成状況 ◎：達成 ○：達成見込み・ほぼ達成 ×：非達成 —：データ不足により評価できない
電灯電力量は、電力自由化により、契約先が多岐にわたるようになり、調査不可能となった。

【まちづくりの目標 4 自然環境を保全する】

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時 平成 21 年度 (2009 年度)	現状値 令和元年度 (2019 年度)	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	達成 状況
自然環境の保全	森林面積	1,910 ha	1,854 ha	1,878 ha	×
	自然公園面積	1,462 ha	1,462 ha	1,462 ha	◎
	鳥獣保護区面積	1,822 ha	1,803 ha	1,822 ha	×
	特定漁具禁止区域面積	953 ha	1,032 ha	1,050 ha	○
水環境の保全と活用	水使用量（一人一日当たり）	301 ℓ	290 ℓ	290 ℓ	◎
	家庭用水使用量 （一人一日当たり）	240 ℓ	237 ℓ	235 ℓ	×
	地下水採取量	18,375 m³	14,891 m³	15,000 m³	◎
	地下水位（谷上水源井）	△ 7.65 m	△ 9.93 m	△ 5 m	×
	透水性舗装面積	13,655 m²	20,481 m²	34,000 m²	×
	浄化槽雨水貯留施設 転用費補助累計数（累計）	53 件	84 件	89 件	○
	雨水貯留槽購入費補助 累計件数	14 件	廃止	130 件	—

注) 達成状況 ◎：達成 ○：達成見込み・ほぼ達成 ×：非達成 —：データ不足により評価できない

【まちづくりの目標 5 うるおい豊かな生活空間を創る】

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時 平成 21 年度 (2009 年度)	現状値 令和元年度 (2019 年度)	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	達成 状況
公園の整備と市街地の緑化推進	花いっぱい運動花苗配布本数	315,000 本	312,070 本	315,000 本	○
	こさい花いっぱい運動推進協議会会員数	517 人	251 人	482 人	×
	公園面積（市民一人当たり） ※都市公園等	6.61 m ²	8.07 m ²	8.0 m ²	◎
	街路樹整備路線延長	18,540 m	17,585 m	17,600 m	○
景観・歴史的 文化的環境の保全	文化財指定件数	82 件	101 件	96 件	◎
	おんやど白須賀来館者数	6,584 人	3,962 人	8,000 人	×
	街道ウォーク参加者数	288 人	新型コロナ ウイルスの影響 により中止	300 人	○
	新居関所の来館者数	32,508 人	18,016 人	60,000 人	×
	紀伊国屋の来館者数	17,983 人	10,622 人	18,500 人	×
	小松楼まちづくり交流館の 利用者数	3,402 人	12,772 人	18,000 人	×
	新居関所周辺地区の街並み 修景助成件数（累計）	41 件	43 件	61 件	×

注) 達成状況 ◎：達成 ○：達成見込み・ほぼ達成 ×：非達成 —：データ不足により評価できない

【まちづくりの目標 6 安全で快適な生活環境を保全する】

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時 平成 21 年度 (2009 年度)	現状値 令和元年度 (2019 年度)	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	達成 状況
きれいな空気の保全	環境基準の達成状況 (光化学オキシダントを除く 大気)	100 %	100 %	100 %	◎
	光化学オキシダント注意報 発令日数	2 日	0 日	0 日	◎
	公共交通機関の利用者数	548,077 人	414,702 人	550,000 人	×
	低公害車購入補助件数(累計)	127 件	517 件	600 件	○
	市役所ノーカーデー実施率	—	80.85 %	95 %	×
きれいな水質の保全	河川 BOD 年平均値の改善状況	81.8 %	54.5 %	100 %	×
	環境基準の達成状況(水質)	100 %	100 %	100 %	◎
	下水道処理区域内人口	20,290 人	25,879 人	28,000 人	○
	下水道普及率	34.3 %	43.45 %	45.9 %	○
	水洗化率	74.1 %	82.33 %	85 %	○
	合併処理浄化槽設置数(累計)	1,948 件	4,613 件	3,200 件	◎
	エコクッキング回数	年 1 回	年 1 回	年 2 回	×
静かな環境の保全	環境基準の達成状況(環境 騒音)	100 %	100 %	100 %	◎
	振動に係る苦情件数	—	0 件	0 件	○
化学物質対策の推進	土壌汚染対策法における 指定区域数	—	0 件	0 件	○
	PRTR 法の排出量報告公開数	—	0 回	年 2 回	×

○湖西市環境基本条例

平成 14 年 12 月 20 日 条例第 34 号

(目的)

第 1 条 この条例は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号。以下「法」という。)の基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、市、市民及び事業者がそれぞれの自覚と責任並びに相互の協力連携の下、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、広く市民が環境の恵沢を享受するとともに、将来の市民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(環境基本計画)

第 2 条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、湖西市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第 3 条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 4 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第 5 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、関係行政機関と協議のうえ、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第 6 条 市は、市民、事業者又はこれらのものの組織する団体(以下「市民等」という。)が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成等の措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第 7 条 市は、下水道、一般廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の環境への負荷の低減に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 8 条 市は、資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用等に努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

第 9 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興により、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらのものの環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 10 条 市は、市民等が自発的に行う生活排水の浄化活動、再生資源に係る回収活動、緑化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 11 条 市は、第 9 条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の聴取及び反映)

第 12 条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民等の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

(監視測定等の実施)

第 13 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に努めるものとする。

(審議会)

第 14 条 法第 44 条の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ市の環境の保全に関する基本的事項について審議する。

3 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 5 人以内

(2) 市民を代表する者 4 人以内

4 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会に会長を置く。会長は、第 3 項第 1 号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙により定める。

7 会長は、会務を総理し、審議会を招集してその議長となる。

8 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

9 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

10 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

11 審議会の庶務は、環境部において処理する。

12 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・平 23 条例 9・一部改正)

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 7 日条例第 8 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 25 日条例第 9 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



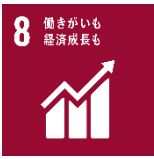
- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

外務省ホームページ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ 仮訳

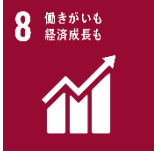
生活環境に関する取り組み

ゴール	ターゲット
3. すべての人に健康と福祉を 	9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
6. 安全な水とトイレを世界中に 	1 2030 年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。 2 2030 年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。 3 2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。 4 2030 年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。 b 水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。
11. 住み続けられるまちづくりを 	6 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
12. つくる責任つかう責任 	4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
14. 海の豊かさを守ろう 	1 2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

資源循環に関する取り組み

ゴール	ターゲット
8. 働きがいも経済成長も 	4 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
9. 産業と技術革新の基礎をつくらう 	4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
11. 住み続けられるまちづくり 	6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
12. つくる責任つかう責任 	2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。 4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

自然環境に関する取り組み

ゴール	ターゲット
6. 安全な水とトイレを世界中に 	6 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。
8. 働きがいも経済成長も 	9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
11. 住み続けられるまちづくりを 	4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 7 2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
12. つくる責任つかう責任 	7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
14. 海の豊かさを守ろう 	2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
15. 陸の豊かさを守ろう 	1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。 5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。 9 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

地球環境に関する取り組み

ゴール	ターゲット
1. 貧困をなくそう 	5 2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
2. 飢餓をゼロに 	4 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
9. 産業と技術革新の基礎をつくる 	1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
11. 住み続けられるまちづくりを 	2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
13. 気候変動に具体的な対策を 	1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。 2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
14. 海の豊かさを守ろう 	3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。

環境市民の育成と協働に関する取り組み

ゴール	ターゲット
4. 質の高い教育をみんなに 	7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
12. つくる責任つかう責任 	8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
17. パートナリーシップで目標を達成しよう 	14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。 17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

エコドライブ 10 のすすめ（エコドライブ普及連絡会 作成）

1. 自分の燃費を把握しよう 自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。
2. ふんわりアクセル「eスタート」 発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう（最初の5秒で、時速20km程度が目安です）。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。
3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。
4. 減速時は早めにアクセルを離そう 信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジnbrakeブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジnbrakeブレーキを活用しましょう。
5. エアコンの使用は適切に 車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。たとえば、車内の温度設定が外気と同じ25℃であっても、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。また、冷房が必要なときでも、車内を冷やしすぎないようにしましょう。
6. ムダなアイドリングはやめよう 待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう。10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。
7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう 出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認しましょう。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。
8. タイヤの空気圧から始める点検・整備 タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します。また、エンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリーナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。
9. 不要な荷物はおろそう 運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。
10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう 迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

経済産業省ホームページより。<https://www.meti.go.jp/press/2019/01/20200127004/20200127004.html>

プラスチック資源循環戦略の概要 令和元（2019）年 5 月 31 日

重点戦略 基本原則：「3 R + Renewable」		マイルストーン （中間目標点）
リデュース等	●ワンウェイプラスチックの使用削減 ●石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進	<リデュース> ①2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制 <リユース・リサイクル> ②2025 年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③2030 年までに容器包装の 6 割りをリユース・リサイクル ④2035 年までに使用済みプラスチックを 100%リユース・リサイクル等により、有効利用
リサイクル	●プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル ●漁具等の陸域回収徹底 ●連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ●アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 ●イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム	<再生利用・バイオマスプラスチック> ⑤2030 年までに再生利用を倍増 ⑥2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 万トン導入
再生材 バイオプラ	●利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） ●需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） ●循環利用のための化学物質含有情報の取扱い ●可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ●バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入	
海洋プラスチック対策	プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した ●ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ●マイクロプラスチック流出抑制対策 ●海岸漂着物等の回収処理 ●代替イノベーションの推進 ●海洋ごみ実態把握	
国際展開	●途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） ●地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）	
基盤整備	●社会システム確立 ●資源循環関連産業の振興 ●技術開発 ●調査研究 ●情報基盤 ●連携協働 ●海外展開基盤	